

令和4年12月1日（木）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第9番 勝山 修輔
第10番 田村 稔	第11番 津野田重一
第12番 稲見 敏夫	第13番 稲川 洋
第14番 高橋 正昭	

3. 欠席議員

第8番 石崎 幸寛

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は13人です。

8番・石崎幸寛君から傷病のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

(欠席議員 8番 石崎幸寛君)

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、1番・田崎幸夫君の発言を許します。1番、田崎幸夫君。

(1番 田崎幸夫君 登壇)

○1番【田崎幸夫君】 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。前回、9月の定例会同様に通告順番1番くじを引いていただきました事務局に御礼申し上げます。また、議席順1番、本日12月1日、1番と、1番づくめになりました。今日1日、十分ですね、気をつけた行動をしたいと思っております。

それでは、今回ですね、3点について質問させていただきます。

1点目。子育て(医療費)支援について。インフルエンザ予防接種の助成について、上三川町では、15歳、18歳のお子さんに助成されておりますが、12歳まで、15歳まで、18歳までのお子さんに助成を拡大する考えはあるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

インフルエンザの予防接種につきましては、特に重症化しやすい高齢者におきましては、定期予防接種の対象に定められておりますが、お子様におきましては、現在、予防接種法に定めのない任意での接種となっているところでございます。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行時期が重なり、医療体制の逼迫が懸念されておりますが、インフルエンザの予防接種は、直接の感染を防ぐものではありませんので、まずは手洗いやうがい、体調管理、人混みを避けるなど、様々な予防行動を個

人で徹底していただくことが大変重要と考えております。一方で、過去2年間、国内での流行がなかったことにより、インフルエンザに対する集団免疫の低下も指摘されており、特に乳幼児におきましては、集団生活の中で自ら感染対策を徹底することが難しいことから、予防接種による重症化予防は大きな意味を持つものと考えております。今後は、2回接種が推奨されている13歳未満の児童を持つ子育て世帯の経済的負担の軽減の視点も含めまして、接種費用の一部助成について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 近隣の市町ではですね、宇都宮市では6カ月から5歳まで、1回につき上限3,500円、これ、2回目までということですけど、下野市では6カ月から12歳まで、1回につき2,000円の2回目までですね。あと、真岡市では、子育てが非常に手厚くなっておりまして、1歳から12歳までが1回につき2,000円、13歳からですね、1回2,000円。壬生町では1歳から3歳が2,000円。本町と同様に15歳と18歳は2,000円というような助成が行われておりますけども、今回ですね、この質問をさせていただいたのは、上三川町は、どこに出かけるのにもアクセスがよい、子育てがしやすいということで、転入してる方がここ1年で非常に多いと思うんですけども、特に真岡市、下野市から転入されてきた方は、「今までインフルエンザの助成を頂いているのに、上三川にはなぜないのでしょうか」というような質問も受けております。ちなみに、令和3年度の宇都宮市からの転入された世帯数は125世帯、下野市からは35世帯、真岡市からも同様に35世帯、壬生町から6世帯、合計201世帯の方が上三川町に転入されております。ご存じのようにですね、上三川中学校の東側の富士山地区、ここにかかなりの転入者が増えております。これからも、様子を見ると、増えてこられると見受けられますけども、接種代は病院によって異なると思いますが、12歳までのお子さんが2回接種すると1回につき4,000円、12歳までですと2回しますので8,000円。2人のお子さんがある場合は、お二人で1万6,000円ですね。そこにお父さん、お母さんも接種すると、4,000円の場合には2人で8,000円、お子さん2人、あと、お父さん、お母さんですね、合計2万4,000円になります。子供は、保育園や学校でですね、感染する可能性が非常に高いと思います。子供には接種させることは何とかしますけども、とても財布が厳しくてですね、お父さん、お母さんは打てない状況ですよということも聞いておりますけども、この辺を町としてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 議員が近隣の状況をご説明いただきました。町のほうとしても、それは把握しております。先ほど申し上げましたように、お子さんがインフルエンザになりますと、親の方々も仕事に行くのができないとか、また、お子様のほうが予防をする、感染対策することが難しいということで、町としてもそれは承知しております。ということで、今、担当課のほうに予防接種の拡大について検討を指示しているところでございますので、指示をしました。その方向に向けて町としても動き出す予定です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今、町長からですね、そのようなご答弁を頂きまして、ちょっと安心してるん

ですけれども、コロナ、インフルエンザ同時感染が懸念されております。2回接種される12歳まででもですね、ぜひ、早急なご検討を、来年度からですね、していただきたいと思っております。それではですね、インフルエンザの助成に関しては、その辺を強くお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

交通事故防止対策について。中学生の自転車事故防止対策の施策について。10月17日の下野新聞に、昨年、2021年にですね、発生した自転車通学中の事故のうち、中学生が過失の重い、第1当事者になった割合は、本県が55.9%で全国ワースト1位だったことが、民間組織、自転車の安全利用推進委員会の調査で分かったと掲載されておりました。そこでですね、栃木県警の交通課に下野市管内の状況を確認してみました。下野市管内は3件で、県内ワースト5位、そのうち上三川町では1件、25市町村の中でワースト8位とのことでありました。本年はですね、下野市管内で1件、これは県内でワースト8位。その1件は、この上三川町の1件で県内ワースト7位となるとのことです。そこでですね、上三川町の中学生の自転車事故防止対策の施策についてご答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

本県におきましては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的事項を定めた栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が本年4月に施行されたことにより、自転車保険加入の義務化や、ヘルメットの着用及び自転車の点検整備が努力義務とされております。町では、それらを町広報紙やホームページにより町民の皆様にお知らせするとともに、小・中学生にはチラシを配布し、周知を図ったところでございます。また、中学生の自転車事故防止対策の施策といたしましては、警察、教育委員会等と通学路合同点検を実施し、危険箇所の改善に努めるほか、各学校において交通安全教室や、自転車の点検整備についてのパンフレットの配布なども行っております。今後とも、交通事故防止に向け、引き続き関係機関等と連携し、広報紙等による啓発活動や、学校における交通安全教育など、交通安全の普及啓発に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ご答弁ありがとうございました。上三川町役場のですね、西道路のTAIRAYAさんから西に入った新4号国道のトンネルとか、あと、上三川町体育センターから西に入った新4号国道のトンネル、この辺は、使用する中学生が、使用するのか、使用してるんですけど、実際に、これ、使用してですね、通学してるお子さんがいるんですけども、この辺、朝夕のことですから、非常に危険だと思います。その辺はどのような、通学路になっているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今のご質問にお答えいたします。

新4号国道の、越えてくるアンダーのことかと思うんですが、そこは通学路にはなってございません。以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今、通学路になっていないということで、ひとまずは安心はしてるんですけども、実際ですね、ここ、通学路として入ってる中学生がいるのが実態ですので、その辺、十分ですね、注意喚起していただきたいと思います。

あと、先日ですね、国道352号線のダイソーの前を散歩している方がですね、「中学生の自転車が来るので散歩コースを変えたんですよ」という話を聞いております。どのような状況か、私、見に行っただんですけども、中学校の校長先生なんかも、あそこのケーヨーデイツーの信号のところまで指導してましたけども、狭い歩道をですね、中学生と散歩の方で、危険が多々見受けられました。ケーヨーデイツーさんから上三川町体育センターまでですね、道路も開通して、他にも道路が整備されているところもあると思いますが、このような通学路の見直しや変更することも必要だと思うんですけども、こういうことは、どのようなタイミングでですね、年に1件、見直ししてるとか、あればお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 真岡上三川線のところに新たにできた十字路のことをおっしゃってるのかというふうに思っておりますが、これは、南に進んで中学校に入るということについて、道路の構想があった時点で中学校のほうにはご検討いただいておったところでございます。その後、中学校のほうで、職員会議等を通じて職員なんかの意見を募ったところ、道は実際、町営住宅敷地内ということで、私も先日走ってまいりました。そこのところに結構車が駐車しているところがあるんですね。通路も細いので、朝夕の通勤に結構あの道を利用されてる方が多く、車と自転車が結構混在してしまうというようなことがあるんだなというふうなことを理解しております。学校、朝の時間帯でもあり、民家の方の通行に邪魔になるのではないかと考えまして、現在、ケーヨーデイツーとダイソーの前の二通りの道を並行して渡るというふうにしていただいております。これまでは、ダイソーの前のところをずっと通学していたものを、二手に分かれたということで多少緩和されたというふうなことは聞いておりますが、まだまだ近隣の方にご迷惑ということであれば、子供たちの通学について十分注意喚起を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今、教育長からのご答弁ありがとうございました。非常に国道352号線の道路ですね、歩道のところ、U字溝もかなり傷んできてまして、散歩どうのこうのよりも、狭いもんですから、通学路のですね、改善等を考えていただき、この町からですね、ぜひ、交通事故ゼロの必達に向けてですね、また、前途ある中学生を守る指導や改善をお願いいたします。

最後の3点目の質問に入らせていただきます。

昨年、令和3年度から、上三川町第7次総合計画後期基本計画が策定され、もうすぐ2年になります。農業の振興について、現状の課題への取組状況及び施策指標の進捗状況と今後について、ご答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

平成28年3月に策定した上三川町第7次総合計画につきましては、前期5年間の各種施策の達成状況や、その間の社会情勢の変化による課題の見直しを行い、令和3年3月に後期基本計画を策定いたしました。後期基本計画における農業の振興についての課題に対しましては、前期に引き続き、大きく三つの課題について取組みを行っております。まず、生産環境の維持・充実への課題につきましては、担い手不足の解消や生産効率の向上など、生産基盤の強化への取組みを、また、稼げる農業の実践に向けての課題につきましては、需要に応じた作付の推進や、産地間競争に耐え得る園芸産地づくりなど、産地形成への取組みを、更に、時代の要請に即した農業の展開に向けての課題につきましては、農地の多面的機能の発揮や、環境負荷の低減に配慮した生産方法の導入及び地産地消など、持続的農業の展開と農村環境の保全への取組みを行っております。

計画最終年度であります令和7年度に掲げる各施策の目標値に対して、1年目に当たる令和3年度の実績は、認定農業者数は、目標190経営体に対し194経営体、新規就農者数は、年間5人に対し7人、宇都宮農協上三川野菜集荷場による青果物販売数量は、年間4,700トンに対し5,335トン、牛の飼養頭数は、1,500頭に対し1,384頭、豚の飼養頭数は、5,400頭に対し5,162頭、上三川いきいきプラザ直売所の売上額は、年間2,150万円に対し1,821万円、有機栽培の作付面積は、25ヘクタールに対し18.5ヘクタール、学校給食における購入野菜等の町内比率は、重量ベースで40%に対し34.2%でございました。今後は、後期基本計画に掲げる新規就農者の確保・育成や、農地の集積・集約及びスマート農業の推進などによる生産性向上のための施策を基本とし、社会情勢や消費者ニーズの変化に合わせ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ご答弁ありがとうございました。第7次総合計画ですね、今、実績等々をご答弁いただきましたけども、生産基盤の強化ですね、「次代を担う新規就農者の確保・育成に努めます」とありますけども、これ、具体的な、何を、どんな対策を、施策をしていくのか、ご答弁をお願いします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問について答弁いたします。

担い手確保に向けての町としての具体的な取組みでございますが、新たな担い手確保のためにはですね、JA、それから農業公社、また、河内農業振興事務所とのサポート体制を構築しまして、就農相談に対応してございます。また、就農後5年間の計画を認定することで融資や補助事業を活用することができまして、5年後以降は認定農業者へと移行することで担い手の確保に努めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今、行政機関と連携してることもありますけども、これ、実際に農家を訪問して、行政ばかりを頼るんじゃないんですね、農家の方の家を訪問して、そんな方を、募るじゃないです

けども、そんな現場に出向いての行動などはされないのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

一軒一軒出向いてというお話でございますが、新規就農に関しましては、広域的な取組み、実施してございます。他市町村から上三川町にほ場を構えて生産するという方もございますし、なかなか地元で農地が見つからない方は、広域的な取組みが必要ということで、県などを中心に周知いたしまして、相談会場など、特設会場なども設けることもございますが、そういった中で、新たに農業をやりたい方は、どこの地区で農業するか、そういったことを相談した上で新規就農者の確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ぜひともですね、集落の座談会とか、せっかく上三川町にもいろんな営農集団がありますんで、そういう現場の方を活用してですね、担い手の方を育成していただきたいと思います。あとですね、農村の多面的機能の活用等もありますけども、これはどんなことをやられているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 農村の多面的機能ということでございますが、いわゆる水田につきましては、生態系の保存ということもございますが、あと防災・減災、具体的には、田んぼダムといったことを中心に、現在、町として取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 毎年8月にですね、農地パトロール、8月末ですか、に行われると思うんですけども、遊休農地の現状ですね、年々、これ、見てると、増加傾向にあると思うんですけども、今年のパトロールの結果ですね、ここ2、3年、どんな状況になっているか、教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

今年8月に行いました農地パトロールの結果でございますが、筆数が89筆、面積につきましては約9ヘクタール、耕地面積の割合でいきますと0.31%となっております。なお、令和2年度から申し上げますが、令和2年度が筆数109に対して面積10ヘクタール、0.38%。令和3年度につきましては、筆数97筆で10ヘクタール、0.37%。令和4年度は89筆で9ヘクタール、0.31%。令和4年度につきましては減少している状況でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 こういう遊休農地、若干減ってるってことですけども、これは年々ですね、減らすというか、増やさない方向でですね、農業公社なんかと連携してですね、農地の活用でですね、ご尽力していただきたいと思います。それと町長の答弁にあったんですけども、認定農業者数がですね、

施策指標の中では、令和元年度が192経営体、令和7年度の目標値が190、3経営体減少してるんですけども、これ、計画が実績よりも少なくなるというのはちょっと理解できないんですけど、どんなあれでこの190経営体になってるのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

実績よりも5年後の目標値が減っているということでございますが、まず、新規就農者、新たに就農される方というのが毎年、このところ5件から7件という実績でございます。やはり農業従事者の高齢化が進んでおりまして、やめていく方の数のほうがこれよりも実際のところ多くなってございます。第7次総合計画の前期のときですね、平成26年度の実績が206人だったのに対しまして、最終年度の令和2年度ですと192名となっております。そういったことからですね、今後減っていく中でも190人は確保したいということでの目標となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 非常にですね、農家をやるというその担い手も含めてですね、厳しい状況とは理解するんですけども、やはりこの実績から下回るような目標というのは立てていただきたいくないなど。自分はサラリーマン経験があるもんですから、「必ずや目標というのは実績よりも上にしろ」と、とことん怒られてきたこともありますんで、この辺、十分慎重にというか、担い手を増やすと、そういう動きがある中で、認定農業者数が、目標が減るとするのはちょっと解せないと思うんで、十分この辺もですね、理解していただきたいと思います。

それと、上三川町内の家畜の飼育頭数とありますけども、これ、飼育頭数も非常に大切なことなんですけども、今年、栃木県内でありましたけども、あれは烏山でしたか。養豚がですね、何万頭もいますけど、これは家畜頭数も大事なことですけど、防疫関係でもですね、指標に入れて、予防対策ですね、この辺はどのようなお考えでおりますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問に対してお答えいたします。

町としまして、まず、家畜防疫対策事業ということで、肥育牛や養豚に対しまして、各種ワクチンの助成とか、豚熱のワクチン助成とかの事業を実施してございます。現在の指標としまして、肥育牛、それから豚の飼育頭数ということで目標値を設定してございますが、今後につきましては、議員のおっしゃられるとおり、ワクチンの接種率とか、そういったワクチンの対策としてやってございますので、そういった指標に見直すことも今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 分かりました。それとですね、上三川いきいきプラザの売上額もあるんですけども、ここを利用してる方にもちょっと言われるんですけども、営業時間ですか。これ、何か早く終了しちゃうみたいなんですけども、もうちょっと時間を長くするような検討をするとか、考えておりますでしょうか。

(「通告にない」の声あり)

○1番【田崎幸夫君】 分かりました。いや、これ、施策指標にあったんで聞いたんですけど。

○議長【高橋正昭君】 通告外質問ですので、質問を変えてください。

○1番【田崎幸夫君】 分かりました。いや、これ、上三川いきいきプラザの売上高にあったものから、直売所の。

主要事業についてですけども、かんぴょうの推進対策事業とありますけども、これはどんな対策をされていますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

かんぴょう推進対策事業といたしまして、かんぴょうの消費拡大と生産拡大ということで、町のほうとして、まず消費拡大につきましては、学校給食への提供とか、PR用のかんぴょうの小袋の作成、こちらにつきましては、今年度開催されましたフェンシング会場にての配布も実施してございます。また、かんぴょうの苗の補助といたしまして、令和3年度の実績でございますが、14件、金額にして25万4,910円の支出をしてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 分かりました。上三川町ですね、伝統であるかんぴょうですから、ぜひ推進事業のほうをですね、行っていきたいと思います。ぜひともですね、今後とも、上三川町の農業の振興にですね、ご尽力いただきますようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 1番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、11番・津野田重一君の発言を許します。11番、津野田重一君。

(11番 津野田重一君 登壇)

○11番【津野田重一君】 私は今回、ORIGAMIのまちづくりについてをご質問させていただきます。

まず最初に、ORIGAMI会館の構想について。1、(仮称)上三川町生涯学習・子育て支援複合施設における生涯学習部門の吉澤章記念室を充実すべきではないか。

2点目。施設の名称に「ORIGAMI」を取り込めないか。

以上2点についてお聞きいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

計画をしております吉澤章記念室では、寄贈を受けた、本町出身であり、世界的な創作折り紙作家である吉澤章氏の作品等を中心に展示を考えております。町が寄贈を受けたものは、作品だけでなく、実際に折り紙製作の際に使用された机等も多数ございますので、定期的な展示作品の入替えを行うほか、実際の机等を用いて吉澤章氏のアトリエ風景を再現するなど、訪れた方が折り紙を身近に感じ、吉澤章氏の世界に入り込める空間を演出し、何度でも記念室を訪れ、新たな作品に出合えるようにしてまいります。また、吉澤章記念室だけではなく、学習室等も利用した、一般の方々の折り紙作品等も展示するORIGAMIフェスティバル等の開催などにより、県内にとどまらず、全国から多くの皆様が訪れ、折り紙に親しむことができる機会を増やしてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

名称につきましては、公募又はネーミングライツを採用する方法などが考えられますが、上三川町らしさや魅力を発信し、誰からも親しまれる名称となるよう、方法や条件づけも含めて検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今、町長の答弁からありましたように、学習室とかいろいろ、今、設計図を見てるんですけど、その中に吉澤章の記念室があるわけですね。この中に工作室があって、学習室、そういうものを使って、いろいろ机とか、その他のものも展示していきたいということなんですね。これ、今までは、こういう記念館みたいなのがなかったから、フェスティバルとかでやってたわけですよ。今度、常設展示場ということで、これをつくるわけですが、私がこの質問をした意味合いには、吉澤章記念室のスペースが、何かこんな小さくてもったいない。まだ工事も始まってない、発注もしてない時点ですから、これを、このスペースが結構あるんですよ。この青色のスペースは何ていうんですか。これが、生涯学習部門、ここに吉澤章記念室ができるんですけど、この部門がこれだけのスペースがあって、吉澤章記念室のスペースが少し小さいから、もっと大きくしたほうがいいんじゃないかという考えで質問させていただいたわけなんですけど、配置とかそういうのは、これからまた再考する考えはないんですか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、少し、その記念室、小さいかもしれませんが、その他の部屋につきましては、これ、今までのですね、中央公民館、こちらのほうでいろいろな講座等を実施するために利用してきた。その講座等をそのままこちらの施設で引き継いでいかなければならないと、そういったこともございますので、そこを潰して広くするといったようなことは、ちょっと考えてはございません。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 要するに、学習室は他の講座で使うからということですが、この記念室の

横に工作室がありますよね。ここで折り紙を教えていく考えていいんですか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

工作室というのではなく、学習室、こちらのほうで、折り紙関係、指導員のほうを昨年度養成いたしましたので、そういった方々にそういった講座を開いていただいて、折り紙の普及に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 この配置図を見ますと、子供広場があって、その西側の通り、上三川の小学生の通学路になってるわけですよね。そうすると、入り口が、西側に入って、吉澤章記念室に入ってくるわけですよ。そうすると、子供たちがちょっと遊びに来たときに、私は、工作室で子供たちに折り紙を教えるのかと、そういう構想でいたんですけど、この工作室は何のために使うんですか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

工作室につきましては、折り紙以外にも、講座の中でですね、いろいろな講座がございます。七宝焼だとか、陶器を作るとか、そういった関係の工作室ということで考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 ちょっとしつこくなるみたいなんですけど、せっかく吉澤章記念室の横に部屋が1部屋空いてるわけですよ。なぜ飛ばして、ほんじゃあ、学習室のほうで折り紙を教えるのか、私にはちょっと理解できないんですけど、普通考えれば、吉澤章記念室の隣で折り紙を教えるというのが普通ベターじゃないんですか。これ、まだ作ってないから、これからどうにでもこの関係はできますよね。そこら辺をもう一度お伺いします。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 お答えいたします。

先ほど学習室のほうでというふうなことがありましたが、折り紙の大きさによっては工作室を使うこともあろうかと思えます。工作室自体も、手工芸教室とか、今言われましたような工作を行うところもあるものですから、用途によってそれぞれを分けて使うというふうなこともあると思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 教育長の答弁がうまいですよ。何だか、私も、「しょうがねえかな」という気持ちになってきましたが、せっかくこの隣に部屋があるんですから、いろんなものに使えるわけですよね。分かりました。

今度は視点を変えて、次は、この施設の名称に、「ORIGAMI」とローマ字ですよ。要するに、私が言いたいのは、ついでですから、ロゴマークをこの施設のどこかに入れられないかということも含めて、もう一度お聞きします。ロゴマークを建物の入り口方面に一緒に取り込めないか。よろしくお願

いたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

ロゴマークを取り入れられないかということでございますが、そういったことも含めて、今後できるかどうかはちょっと分からないのですが、いろんな、どういった名前になるかも、ちょっと、これからの募集ですから、ただ、折り紙というものは、当然、町としては取り入れていくべきものだというふうに我々も考えてございますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 ぜひともですね、「ORIGAMI」というローマ字だけじゃなく、ロゴマークも、やっぱり壁に入れてもらえれば、本当にORIGAMIのまち、イメージが、結構来場者も多いですから、そういう形になるのかなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ORIGAMIのまちづくりについてご質問させていただきます。ORIGAMIのイラストというか、ロゴマーク、これをマンホールの蓋や道路標識とか、いろんなところに入れて、上三川町の折り紙に対する本気度というのを示してもらいたいんですけど、その点をお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

本町では、世界的な創作折り紙作家である吉澤章氏の出身地である強みを生かし、令和3年度から、ORIGAMIのまちづくりを進めております。本年5月には、ORIGAMIのまちを象徴するロゴマークを決定し、封筒などの事務用品や一筆箋などの啓発品、かみたん号の折り紙ラッピングなどで既に使用を始めているところでございます。ご質問の、道路標識や下水道マンホール蓋につきましても、町内におけるORIGAMIのまちの機運醸成や、町外に向けたPRにつながることから、町で対応できるものについては、積極的に導入していくことを検討しております。今後も、ロゴマークなどの活用をしながらORIGAMIのまちづくりの推進に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 町長にあんまりいい答弁をもらっちゃったんで、なかなか今度質問が見つからなくなってしまったんですけど、ちょっと視点を変えて、私、町のホームページを見たんですよ。広報とか。そうすると、町のホームページ、今までなかったのが、いきなり「ORIGAMIのまちかみのかわ」と、ここ2、3日、入ってきましたよね、いきなり。私、質問出したときは載ってなかったんですよ。まだ広報は遅いから、広報にはまだロゴマークとか、「ORIGAMIのまちかみのかわ」って載ってないんですけど、そういうところへもロゴマークとか、ORIGAMIに対するまちづくりを載せていくような考えはあるんですか。広報なんかにもね。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 ありがとうございます。ローマ字のORIGAMIのロゴマークができて、ロ

ゴマークなどは、女性の方とかお子様に非常に評価が高いといいますが、いい意見を頂いております。町としても積極的にORIGAMIのまちづくりを進めていくために、議員に御提案いただきましたようなことを積極的に考えて、広報ももちろんですが、その他の場面でも、ORIGAMIのロゴマークを使って、そしてORIGAMIのまちづくりを強く進めてまいりたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 町長の本気度が分かりました。折り紙でまちづくり、学校、教育現場ではどのようなことをやっておりますか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただ今の質問にお答えいたします。

郷土の先人である吉澤章さん、この偉大な業績を理解して、折り紙を将来にわたって継承しながらまちづくりを進めるには、こういう、先ほど来おっしゃっております、モニュメント、そういったイベント、こういった行政的な取組みというものも必要不可欠であります。同時に、やはり長く文化として根づかせるためには、教育的な取組みも必要だというふうに考えております。教育委員会では、学校教育、社会教育において、吉澤章さんの理解とか、それから、文化の普及継承に向けたORIGAMIのふるさとプロジェクトチームというのを2020年から立ち上げたところでございます。学校教育というふうなことでございましたので、学校教育の分野では、町の教育総務課、生涯学習課の担当もそれぞれ加わってるんですが、各学校から1名ずつ、教員をプロジェクト委員として指名しまして、2年間の研究協議の結果、本年度から、学校の授業を通じまして、各学年にわたって、系統的に吉澤章さんの折り紙の作品づくり、こういったものに取り組んだり、普通の折り紙作品づくりに取り組んだり、また、小学校4年生については、吉澤章さんが副読本になっておりますし、5年生については、道徳の教科書に、全国版に吉澤さんのことが紹介されてるものがあるんですね。そういったものを活用しながら、吉澤さんの理解を深められるよう指導計画を作成いたしました。また、総合的な学習の時間を活用してですね、福祉活動、ウクライナへの支援とか、それから、サッカーでもこの前、記事になりましたが、そういった社会貢献活動、こういったものを、折り紙づくりを通して進めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今、学校教育現場でも折り紙の指導とか、そういうことで子供たちがやっていると答弁でございましたが、高齢者の認知症予防に、各シニアクラブとか、そういうところでやっていますよね。そういうところでは、折り紙、指を動かして認知症予防のために、そういう研修、講習というんですか、普及指導員ですか、そういう人たちに向けてそういうこともやっていますか。そこら辺はどのようになっているんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただ今の質問にお答えいたします。

先ほど学校教育のほうだけお話しさせていただきましたが、社会教育のほうとしても、やっぱりそういう高齢者の方々、町民全部に文化が根づくというために、先ほど町長からの答弁にありましたように、普及指導員の育成、これを通して、多くの講座、教室に派遣をしているところでございます。実際に、

今年の公民館講座の中でも折り紙教室を実施しておりますし、各コミュニティー、こういったものでも要請を受けて、普及指導員が指導に当たってるというような事実もございます。この普及指導員につきましても、国際おりがみ協会の先生方からご指導いただいて、吉澤章さんの折り紙の折り方というのを実際に体得しながら、一般の方にも普及を啓発しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今のご質問につきまして、高齢者施策のほうでもやっておる事業がありますので、ご説明させていただきます。

各自治会で開催しているミニサロンのほうで、折り紙を使ったいろんな事業をやっていただいております。また、令和3年度は、補助金を活用しまして、折り紙のほう、少量ではありますが、配布をさせていただきました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今の答弁を聞きますと、子供たちから年寄りまで、折り紙、かなりいっぱい使うわけですね、各教室で。この折り紙を町の予算で買って、各種団体に配布するような考えはございませんか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今のご質問で、学校部門につきましては、町のほうで買って学校に配布ということで行っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 私の質問は、子供たちから年寄りまでなんです。だから、学校関係は買ってありますよ。今度、高齢者関係のシニアクラブにはどうなんですかと。そこまで答弁をもらいたいです。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

中央公民館の講座等、こういったところにつきましては、高齢者の方などもみえますが、材料などはこちらで用意しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただ今のご質問にお答えいたします。

今後ですね、今の議員のご質問ですが、町としまして、先ほど町長のほうからも答弁がありました。これはどんどん推進していこうということで考えてございますので、これにつきましては、全町民にですね、子供さんからお年寄りまでということに、配布できるかどうかは、今後ちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 折り紙はそんな高いもんじゃないと思いますから、紙があればすぐに折れますからね、どこでもね。公民館で、教室でね。シニアクラブなんか、いきいきサロンですか、そういうところで、運動なんか、軽く運動した後にね、指先の運動で、何というんですかね。****さんなんかは紙を自分で買ってくるんですから。持ってきて、よく教えてますよね。トータスの****さん。知ってます？ あんな感じで、1人10枚ぐらい持ってきて、みんなに折らせるんですけど、あれ、指先の運動になって、非常に認知症予防になって、私もいいと思います。常に紙があれば、そういう状態がつかれますから、ぜひとも町のほうで提供していただいて、そういうことで私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 ここで暫時休憩を入れます。午後やる予定でありました鶴見君、午前中にやっていたきたいと思います。

午前11時14分 休憩

午前11時21分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 11番・津野田重一君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 それでは、通告順に従いまして私の質問に入らせていただきます。

現在、栃木県におきましては、コロナ感染者としまして約2,500名となっております。まだまだ油断が許せない状況が続いております。また、10月に開催されました、いちご一会とちぎ国体におかれましては、関係各位のご尽力によりまして競技が開催できましたことを、この場をお借りして感謝を申し上げるとともに、上三川町に多くの方々が足を運んでいただき、勇気と希望を頂き、大変うれしく感じておる次第でございます。一方では、ウクライナ紛争の長期化に伴う社会経済の目まぐるしい変化と物価高騰により、住民の不安が大きくなっているのも実情です。厳しい状況に置かれていると感じております。そんな中、要点を絞って3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問に入ります。消防・防災体制の充実について。1、コロナ禍において、消防団活動の活性化に向けた取組みとして安定的な確保、教育、訓練をどの様に実施しているのか。

2、上三川町国土強靱化地域計画において、町の地域防災に取り組んでいるが、計画に対する進捗状況は、町の取組みは。どうぞご答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の見通しが立たない状況となっており、町消防団活動におきましては、消防操法大会は昨年に続き中止を余儀なくされましたが、夏季点検及び通常点検は、招待

者を最小限にするなど、規模を縮小して実施いたしました。また、災害発生時の備えとして基本的活動である消防ポンプの性能検査や放水訓練につきましては、マスクの着用など基本的な感染対策を行った上で実施いたしました。

次に、2点目についてお答えいたします。

国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と、迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することを目的とした計画でございます。その計画の具体的な施策や事業を取りまとめた地域強靱化実行計画における地域防災に関する取組みといたしましては、住民に対する防災意識の高揚といたしまして、ハザードマップの作成や町地域防災計画の見直し等がございます。ハザードマップに関しましては、11月に作成が完了し、12月号広報と合わせて各家庭に配布できるよう手配をいたしました。また、町地域防災計画に関しましては、町防災会議を11月24日に開催し、ご審議いただいたところであり、今後は、パブリックコメント等を経て今年度中に見直しを完了する予定となっております。加えて、防災避難体制の整備として避難に関する知識の普及啓発に努めるとともに、災害対策本部の強化として図上訓練や避難所開設訓練などの取組みを進めているところであり、今後も着実な計画の推進を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。再質問に入りますけれども、消防団の通常点検、私も参加させていただいて、開催ができてよかったというふうに感じておる次第でございます。ただ、消防団員のですね、充足率というんですかね。なかなか消防団が集まりにくいとか、なかなか人員を確保するのが難しいというふうな状況をお伺いしております。第7次総合計画の中にも、消防団員の充足率というふうなことで、95.2%から100%に向けての目標を掲げて取り組んでいただいておりますけれども、そちらの進捗状況はどのような形になってるか教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今現在、消防団員ですね、定員250名に対し241名の団員ということになっております。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 今後ですね、100%に向けて取り組んでいただいているかと思うんですけども、それに対する施策というか、こういったことをやって団員確保、充足率につなげていくというような、何か町の取組みがございましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 消防団員の募集というか、充足率向上につきましては、町内の事業者等において、団員になることを積極的に認めてくださる協力事業所とか、そういったものを表彰したり、あと、消防団員に、いろんな生活上の割引とか、そういったものを利用できるような協力店舗、そういったものの普及というか、拡大を図っているところでございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。協力店舗というふうなお話がありましたけれども、どういった形での協力店舗になられるのでしょうか。何かあれば教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 団員の方が町内の店舗を利用する場合に割引等を受けられるような、そのような制度でございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 中身がちょっと私も把握できてなくて、どういった割引になるのか。何か代表的なものでも結構ですので、教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 例えば、飲食店でのドリンクの提供とか、そのようなものがございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そうですね。やはり何かメリットがある取組みをしていただいて、少しでも団員のですね、充足率を上げるというふうなことでお取り組みいただければ幸いかなというふうに思っております。また、これからですね、寒くなってまいりますので、やはり火災のですね、多い時期がやってまいります。そこでですね、多く発生する可能性が考えられますので、一朝有事の際にですね、訓練や教育が生かされるというようなことが実際に問われるのかなというふうに思ってるんですけども、放水訓練等もやっていただいているんですけども、なかなかコロナ禍なので思うようにはできてないのかなと思うんですけども、例えばそれに代わるというんじゃないんですけども、操法大会ができなかったけれども、それに代わるような何か、操法訓練というようなことが実施できればいいのかなと、私的には考えてる次第なんですけども、何かそういったお考えございますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ご質問の、操法大会に代わるような訓練等、それについては、今のところ計画はございません。そういった中で、コロナ禍において、夏季点検、通常点検とか、新人団員の辞令交付式のときなどに、団員としての規律的なところの訓練、そして、先ほどもありました、放水訓練、それとポンプの機能検査、そういったものは、コロナ禍においても確実に実施して、有事の際に備えるということで進めております。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ちなみになんですけど、お隣の宇都宮市におかれましては、来年のですけれども、出初め式を開催するというようなお話を聞いております。出初め式にこだわるわけじゃないんですけども、そういった何か、操法大会に代わるようなですね、何かできると、操法技術の向上につながるのかなというふうに思っている次第でございます。消防団に入っても、ここ数年ですね、機械器具に触れてないというわけじゃないですけども、うまく操作ができてないというふうなお話も聞いてますので、やはり有事の際に有効にですね、いい技術が発揮できるような、そういったですね、取組みをしていただければなというふうに思ってる次第でございます。近隣の市町村に倣ってというわけじゃないんですけども、そういった取組みもあるというふうなことなんですけども、そういうお考えなどがあったら教えていただければなと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 宇都宮市などで行われています出初め式、上三川町のほうでは、それに近いものとして、これまで通常点検において、消防団のパレード、これを上三川通りにおいて行っていました。ただ、今のところ、残念ながら、コロナ禍ということでパレードは中止としておりますが、通常点検の後に、防災、火災予防の周知として、各分団に分かれて消防車での火災予防のパレードですね、そちらを各分団で行っていると、そのような状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。私も消防団の経験があるのであれなんですけども、「消防団ってすばらしいな」とかね、「消防団って格好いいな」というふうに、何でしょう、消防団員の姿をですね、やはり地域住民の方に見ていただいて、消防団が活躍していると、地域住民の方も安心・安全なまちづくりにつながっていただいているなというふうに感じますので、ぜひともですね、そういった思いで今後も努めていただければありがたいかなというふうに思ってる次第です。

続いて、強靱化計画についてなんですけれども、ハザードマップですね、作成いただいて、12月に配布していただけるということで、着々と進めていただいてありがたく感じている次第です。そんな中で、災害時における民間企業との連携の確保ということが、第7次総合計画の中にもうたわれているんですけども、こちらの連携体制の災害協定の締結という部分が計画に盛り込まれておりますが、この辺の実態の実情ですね。どれぐらいの進捗になっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 災害協定の現在、民間等との協定数ですね。こちら、27の協定を結んでいる状況でございます。内容としては、生活必需品の支援、食料品の支援、それと資機材の支援などなど、多方面にわたっての協定となっております。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 27件と、ありがとうございます。年に2件というふうな目標になってたかと思うんですけども、年に27件という解釈でよろしかったですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 こちら協定ですね、今現在の協定数、27協定ということでございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 それでは、今年度の締結件数は何件でいらっしゃいますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今年度は1件と記憶しておりますが、正確な数字として、今手持ちの資料で、令和3年度は2件となっております。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 いずれにしましてもですね、目標を掲げていただいておりますので、それに近づける取組みをですね、更に進めていただけるよう期待しているところでございます。災害時におきましてはですね、備えが充実しているのが強靱化につながるというふうに考えております。そのプロセスというかですね、積み上げることが、災害時のですね、ノウハウにもつながるというふうに考えており

ます。ハザードマップをですね、有効に活用していただいて、地域住民の方が安心・安全な地域で暮らせるというふうなことに繋がっていただければなというふうに考えております。

実は、先般ですね、議員派遣で石巻市のほうに視察に伺わせていただきました。石巻もですね、被災地で大変ご苦労されたというようなお話を聞かせていただきました。その中でも、災害時における、想定した訓練を、石巻というような土地柄もありまして、常日頃から防災意識が高くてですね、訓練を日頃からやってたということで、一次災害はゼロだったそうです。ただ、一次災害はゼロだったんですけども、そこに戻って誰かを助けに行ったりかかっていってお亡くなりになった方もおられたみたいなんですけども、やはり防災意識が高い地域は、そういった災害もですね、少なく済んだというふうな実績もあるそうなので、防災意識の向上と、備えあれば憂いなしじゃないですけども、そういったことが必要なのかなというふうに思っているところでございますけども、災害用の非常用飲料水であったり、食料備蓄量なんかも町のほうで確保してらっしゃるかと思うんですけども、その辺の数字的なものとか、把握されておられましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 町のほうですね、上三川町備蓄計画というものを策定しまして、それに基づきまして、概算で言いますと、緊急時の食料ということで、1日6,000食分、2,000人の1日分ということで備蓄をしておるところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 1日6,000食分。ありがとうございます。6,000食分の背景というか、どういったことで6,000食というふうな概念を設けて設定していただいたのか、教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 こちらですね、被害の想定としましては、県の防災計画で、地震災害で想定しているもの。今回の町の地域防災計画でも、改定の基本となっております県庁直下震度7の地震というので、それを想定した場合に、今、1日の必要食料として6,000食。それと、先ほどお答え漏れてしまったんですが、飲料水は4,000本ということで用意しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。安心いたしました。そういった概念があって、県の指標を基にやっただいてるということであれば、安心してる次第でございます。引き続きですね、備蓄品に関しても、賞味期限などもございますので、その辺の更新をですね、していただければ幸いかなというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問ですが、ヤングケアラーについて。ヤングケアラーの支援に向けた対応について、福祉・介護・教育の連携をどのように周知しているのか、町の取組みは。

2番目としまして、ヤングケアラーを支援するラフィングケアラーなどの「心のケア」についてどの

様にサポートし取り組んでいるのか、町の取組みは。どうぞ、ご答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

ヤングケアラーについては、本来大人が担うような家事や介護を子供が日常的に行い、結果、過度な負担が続き、心身の健康や生活に影響が生じることが大きな問題となっております。ヤングケアラーへの支援は、子供が置かれている状況や地域の支援体制などにより多岐にわたります。家庭における介護など、ヤングケアラーの身体的な負担は、福祉サービスといった公的な支援の提供により軽減することは可能ですが、「勉強に励む時間がなくなり、授業についていけない」や、「自由に過ごす時間が欲しい」、「経済的に苦しい」などの心理的な不安や負担は、他人に打ち明けることが難しいことから、周囲が早期に気づいてあげることが重要であり、併せて、子供が相談しやすい環境づくりや、適切な支援へのつなぎの体制を強化していく必要があると認識しております。そのため、子供と接する時間が長い教育機関や、介護で関わりを持つ福祉サービス機関などと連携しながら、家庭における子供の状況を適切に把握していくことが重要と考えております。町では、ヤングケアラーを含む子育てに関する相談を子ども家庭課の子ども家庭総合支援拠点で受けておりますが、複数の支援機関の関わりが必要となる事案については、町の要保護児童対策地域協議会を通じて情報を共有するとともに、支援方法について協議し、必要に応じた対応を講じております。子供の悩みは、「自身がどう感じているか」、「どうしたいと思っているのか」を一緒に考え、理解・納得を得ながら支援することが望ましいことから、身近な学校の教職員やスクールソーシャルワーカーなどとも連携し、不安感、孤立感など心の負担の解消に向け、子供に寄り添い、状況の改善と心のケアに努めてまいります。今後とも、引き続き、町広報紙やホームページ、リーフレットなどを活用して、児童、保護者、地域の皆様に、ヤングケアラーに対する認知度向上のため、周知啓発を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。そうですね。町長におっしゃっていただいたように、どう悩んでいるかというのをですね、しっかり寄り添っていくのが、ヤングケアラーに対して一番重要なのかなというふうに私も感じている次第です。この質問をですね、させていただいたのは、先輩議員もですね、昨年、同様の質問をさせていただいたかと思うんですけども、ヤングケアラー月間というふうなことでございますので、私もヤングケアラーの講習会に参加させていただきまして、鹿沼市のほうで開催された、ヤングケアラー啓発の支援団体でありますK&代表の冠野真弓さんという方をお呼びしてですね、ご講演していただいたんですけども、やはりヤングケアラーをなさって、今もケアラーですというようなことで、ご両親がですね、ケアをしないとならない状態、また、ご兄弟の方もそういったことで、ケアをしながらやってたという話を聞きましたので、今回ですね、この質問をさせていただいたところです。

本町における実態としましては、前回、先輩議員がお聞きしたときには、「ヤングケアラーおられま

すか」という質問に対して、「0件です」ということだったんですけども、現在、どのような推移にな
ってるか、もし、把握されてたら教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 先ほど町長答弁にもありましたが、支援が必要な児童につきまして
は、町の要保護児童対策地域協議会のほうで把握を、また、管理をしているところでございますが、前
回もお答え申し上げましたが、終結した案件も含めて、認識している事例はありませんので、そのまま
ということになっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。0件はね、いいことなんですけども、ただ、何でしょ
う。「ヤングケアラーですか」と聞いても、これ、「はい、私そうです」って言えないと思うんですね。
例えば私がヤングケアラーだとしたら、言えない状況だというふうに思いますので、アンケートを取る
とか、そういうのは、決してやめていただきたいなと、私自身はちょっと感じております。打ち明ける
のがすごく怖いとかですね、臆病になってるんだと思うんですね、ヤングケアラーの方って。そう
いった方にどう寄り添っていくかというのがやはり重要なのかなというふうに私は感じておまして、
講演会の中でも話されてたんですけども、寄り添ってですね、私もこういう苦労してるんですよとい
話をかけたりして、この指とまれじゃないですけども、そういったことで寄り添っていくというのが一
番重要なのかなと感じているところです。ヤングケアラーを決してやめさせたいというふうな思いで私
がこの質問をしてるわけじゃありません。ヤングケアラーって、やはりご家庭の中でも必要な役割で、
その方がいてご家庭が成り立ってるというような部分もあるんですね。なので、決してやめさせるとい
うことじゃなくて、その方にどう寄り添って、少しでも気持ちをですね、和らげさせていただけるか
というのがね、これからの取組みになっていくのかなというふうに感じております。

先日ですね、11月19日の下野新聞におかれましては、那須塩原町の記事が記載されておりました。
官民連携で支援するというふうなことで記載されてまして、私もそう思うんですね。ヤングケアラー
って、ヤングケアラーをしたくてしてるわけじゃなくて、その方に対する行政とか周りの方がですね、福
祉だったり、介護の部分はどうケアしていくかによって、ヤングケアラーの方の負担も軽減されるの
かなというふうに感じているところでございます。そういったところで、ヤングケアラーはこの人だとい
うのがなかなか分からないんですけども、そういったお子さんの変化とか、そういうのを感じ取って
いただいて、「大丈夫？」というふうな言葉をですね、かけたりとかというふうなことをしていただけれ
ば幸いかなと思うんですけども、福祉、介護、教育というようなことの連携をですね、ぜひともして
いただいて、そういったところを和らげるというような取組みが必要かと思っておりますので、そういった取組
みの、何かですね、きっかけになるような取組みをされていたら、教えていただければなと思っていま
す。よろしく申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 確かに、ヤングケアラーと称される、認識された場合には、その家
族が抱えた問題というのが、様々重なってるのかなということも考えられまして、一つの家庭に、例え

ば、先ほどの医療とか、障がいとか、介護、教育など、いろんな機関が関わってるケースというのが想定されてるところだと思っています。先ほど、「要保護児童対策地域協議会のほうで情報共有や対策方針というのをやっています」ということだったんですけども、この中には、児童相談所とか、県南健康福祉センターのほか、医師会、警察署、社会福祉協議会、人権擁護委員、民生委員など、そういった方のほか、学校機関と保育所も、皆一堂に集まって協議をしているところです。そういったことのほか、もし、個別の案件につきましては、随時、ケース会議ということで、病院とか学校とか、そういった担当者レベルでどうしていくかということの話し合いがなされる場所でもありますので、そういった気づきも含めて、議員がおっしゃられますように、まずは気づくということが大事なことだと思いますので、そういった気づきも含めて、そういう機関と情報を共有しながら協議している場があるということで、改めて事業ということではないんですけども、それは密に連携して、引き続き継続してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そうですね。やはり相談できる場面だったり、相談できる方が近くにいるんだというのが分かれば、すごく安心できると思うんですね。そういったことを今後もですね、引き続き進めていただければなというふうに思ってる次第です。お子さん、やはり、学校とかで、保健室だったり、そういったところで相談したりというのもありだと思うんですけども、そういう、「ここに行けば相談できるよ」とか、「ここに連絡すれば、そういったお話も聞いてもらえるよ」という、そういう周知をですね、今現在どのようにやってるか。ございましたら教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 ヤングケアラーの認知度向上、もしくは、子ども家庭総合支援拠点の相談窓口の啓発につきましては、通常、ホームページ、広報紙、そういったものもやってるわけなんですけれども、最近の話で申し上げますと、先月は、11月につきましては児童虐待防止推進月間だったわけなんですけれども、ここに併せまして、中学生の方には、ヤングケアラーについてのリーフレットも配布しました。そういった中で、こういうヤングケアラーということが認知できるような形でリーフレットも配布しておりますし、相談先のほうにも、QRコードなんかも付いているリーフレットでしたので、そういったところで相談機関もあるよということは周知できたかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 中学生に対してはリーフレットを配っていただいたということで、ありがとうございます。やはり、そういった糸口というか、はけ口があるんですね、心強いと思いますので、何かあったときにね、そこに連絡すれば話を聞いてもらえるというような、そういう手段があるのが一番かなというふうに考えております。地域ぐるみで支えていかななくてはならない課題かなと思いますし、今後ますますですね、後期高齢化が進めば進むほどですね、介護であったりというふうなことでケアをし

なければならぬ状況が、いつやってくるかちょっと分からない状況かなというふうに思っております。その中でですね、心のケアというのが重要なことというふうに考えてる次第なんですけども、心のケアに関するサポートというふうな部分で、今後ですね、どういったふうに取り組んでいくとかというような目標であったり、取り組みがございましたら、教えていただければなと思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 昔と違いまして、子供にかかる期待とか負担というのは、大きいものかなというふうに感じております。先ほど申し上げましたけれども、周りにいる大人が気づいて、寄り添って支える仕組みというのは確かに必要だということは考えておりますので、そうしますと、子供の身近にいる大人、例えば教職員の方だったり、地域の方だったり、そういった中で連携して見守る体制をつくればいいのかというふうに考えております。学校のスクールソーシャルワーカーさんとか、そういった方とも引き続き連携をして、そういった心の負担についても、軽減できるような取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そうですね。周りの方がですね、ちょっと寄り添って見守っていくような、そういう仕組みをですね、上三川はできてるんだなというふうにしていただければなというふうに思っております。私がお聞きしましたヤングケアラーの講習会におかれましては、ラフینگケアラーというふうなお話をなさってました。ヤングケアラー、決して悪いことじゃなくて、ヤングケアラーであっても、それが自分のためにプラスになるんだよとかね。例えば家事をやることによって、自分で家事は大分パーフェクトにできますよとかね、というふうなことで、自分自身のためにやってるというふうな、そういう考え方一つでもあると思うんですね。そんな中でも、少しでも幸せなというか、小さな幸せに気づくことが大事なのかなというふうに私は思っておりますので、ぜひとも、そういった心のケアであったり、そういった部分で取り組んでいただければなというふうに思いますけど、例えば、講習会、もしくは、そういう考え方に気づかせるような、道徳じゃないですけども、そういったことも、ヤングケアラーが今後ですね、前向きにですね、捉えていただけるような、そういう取り組みをしていただければなと思うんですけども、例えば、そういう周知をするにしても、講演会ではないですけども、そういう案内も出すというのも一つの手段かなと思うんですけども、今後そういった取り組みは考えていただけないでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 ラフینگケアラー、私も今回いろいろ勉強させていただきましたけれども、こういった、その考え方が、本人がきっと、うまく気持ちを切り替えることで、そういった自分の状況を前向きに捉えるものなのかなというふうに感じたところです。そういった考え方につきましては、とても素晴らしいことですし、そういった広めていく活動というのも、また素晴らしいことだというふうに感じております。そういった子供の抱える思いに寄り添って心の負担の軽減に取り組む一つの手段として、そういったものも今後、学んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひともですね、そういった部分で、ヤングケアラーをみんなで支えていくんだというようなことで支援していただければありがたいかなというふうに思っております。やはり笑ってですね、ケアできるような、ハッピーなケアラーというのをですね、ぜひとも目指していただければと思います。

続きまして、3点目の質問に入らせていただきます。

空家対策の推進についてということで、本町における空家の状況を把握し、適切な維持管理に取り組んでいるのか、また、空家バンクへの積極的な登録につなげているのか、町の取組みは。

2点目としまして、空家の利活用について、情報の共有を行って計画的に進めているのか、また、どのように支援し取り組んでいるのか、町の取組みは。どうぞご答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

町の空き家対策といたしましては、主に近隣住民からの相談により、樹木の剪定や除草等が不十分な空家の所有者に対し、適正な管理をお願いする通知や訪問を行うなど、空き家の適切な維持管理の促進に努めているところでございます。令和2年度には、上三川町シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、所有者にシルバー人材センターが行う空き家管理業務を案内することにより、除草が行われるなど、適正管理の促進につながっております。また、空家バンクへの登録につなげるため、固定資産税納税通知書に空き家バンクの案内チラシを同封するほか、町広報紙やホームページにも案内を掲載するなど、その周知に取り組んでおります。

次に、2点目についてお答えいたします。

空き家の利活用につきまして、町では、空き家の所有者が売却・賃貸を希望する物件を登録し、町ホームページなどで移住・定住を希望する方などに広く提供する、空き家バンクを令和元年度から実施しております。また、その支援策といたしまして、空き家バンクに登録された空き家のリフォーム工事等を行う方に対し、必要な経費の一部を補助する「空き家バンクリフォーム補助金」を令和3年度に創設いたしました。今後も引き続き、自治会や住民の皆様、事業者等と連携を図りながら、空き家の把握や適正管理の促進に努めるとともに、多くの方に空き家バンクを知っていただくことで空き家の利活用につなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ご答弁ありがとうございます。それでは、現在のですね、空き家バンクへの登録状況を教えていただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 空き家バンクの登録の状況でございますが、制度としては令和元年度からスタートしたものでございます。令和2年度に2件ほど登録がございまして、1件契約が成立しました。1件につきましては、法人が買い取るということで取下げとなっております。令和3年度に1件の

登録がありまして、売買が成立しております。令和4年度につきましては、1件、ただ今調整しているものがございまして、空き家バンクに登録なるか、ならないかは、まだ現状としては分からない状況でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます、少しでもですね、空き家バンクに登録していただいて、利活用につなげていただければなというふうに思います。やはり空き家におかれましては、防犯上もですね、ぜひ取り組んでいただければなというふうに思います。空き家にですね、野生の動物が住みついてしまったりとかいうふうなこともございますので、町長の答弁にもありましたように、除草をしたりですね、所有者に案内してですね、空き家の方にですね、寄り添って話をしていただければ幸いかなというふうに思っております。空き家の利活用なんですけども、空き家バンクに登録がないとなかなかそれは難しいんですけども、空き家バンクに登録していただけるよう、町のほうから通知を出してもらってるみたいなんですけども、実際に現地に行ったり、現地の方とお話をしたりとかというふうなことまではなさっておられないんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 今現在については、所有者の方からの相談に応じて対応しているという状況でございます。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。やはりですね、空き家を利活用したいという方もおられるというふうなお話も聞いております。持続可能なまちづくりというふうな部分では、やはり財産をですね、無駄にしないという部分で、固定資産を有効にですね、活用していただけるような取組みがなされるのが望ましいかなというふうに考えております。それに対する補助金もですね、令和3年度から実施していただいているということなんですけども、面積であったり、金額的なものとか、何か指標があったら教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 空き家バンクに登録した家をリフォームする際の補助金といたしまして、リフォームに係る費用の2分の1、またはそれを、50万円以上を上限として補助するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。それは建物のみですか。それとも土地も含めてのことでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 建物のみであると思います。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね。であれば、そういったことも、空き家バンクに登録する上でのそ

ういう積極的な取り組みですね、そういった説明もしていただけると、少しでも空き家の利活用であったり、空き家バンクの登録に対してつなげられるのかなというふうに感じております。また、民間団体への貸出しだったり、そういったことで、共有することによって町の活性化にもつながっていくというふうに感じております。その辺の共有というんですかね、そういったことも考えていらっしゃいますか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 現段階におきましては、そういったことは考えてはおりませんが、先進地の事例などを参考に今後勉強していきたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ぜひともですね、そういったことで、今後のまちづくりにですね、有効な財産でございますので、つなげていただければなというふうに思います。

それでは、私の質問をこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 申し訳ありません。鶴見議員の質問事項の1点目、消防・防災体制の充実についての再質問の中で、民間との災害協定数、今年度、昨年度、何件かということで、令和3年度は1件、令和4年度は、現在のところ0件で、1件、協定に向けて協議中ということでございます。大変失礼しました。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分に開会いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時08分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、私の質問に入らせていただきます。

まず、私がこのようなことを何で聞くかといいますと、町の施設の管理メンテナンスの費用は、1カ所にすると大した金額じゃないとお思いでしょうが、今、町には、大きなのが三つ、小さいのが二つあるものですから、そのことについてお聞きしたいと思います。

一つ目は、いきいきプラザの清掃費用についてお聞かせください。

二つ目は、中央公民館も同様に清掃費用についてお聞かせください。

3点目に、図書館の清掃費用とメンテナンスの年間の費用、全てこの三つの他に、体育センターと改善センターというのが町の所有物であります。これのメンテナンスや何かについて再質でお聞きしたい

と思っております。明確なご答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザの令和3年度の清掃費用につきましては、2,301万6,672円でございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

中央公民館の令和3年度の清掃費用につきましては、134万4,918円でございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

図書館の令和3年度の清掃費用は249万8,210円、メンテナンス費用は233万2,990円でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今の聞いたのと私の金額が違っているとすれば、私の計算の間違いだと思ってお許しください。町が所有してる施設は、歴代の町長の**行政の後始末だと私は考えております。このように、建物をそのとき、そのときの思いつきや、他の市町村のあるものを我が町に持ってこようということが問題の発火点ではないかと思っております。造るのは結構なんです、これは必ずメンテナンスと起債の返済が参ります。建てたときは、「わあ、すごい立派だ、立派な町長だ、こんなものを造ってくれて町民は喜んで」というような話を、私の子供の頃聞きました。しかし、今現在になると、これが無用の長物で、50年たつとまた建て替えるか、あとまた、建設課の話では、50年たったものが、あと50年もたせるようなことを考えるんだというようなことをちらっと聞いたことがございます。確かめたことはないのですが、30年ぐらいもつようにしようということなんでしょうが、その費用は、またしても、子供、孫の時代にまた費用として出てくるんじゃないかと思うんですね。今、私はこれを、大ざっぱですが、全部足して、12カ月で割って、1日で割るとですね、「おはようございます」といって8万3,000円の費用が飛んでいきます。町長にしても、副町長にしても、収入が多いですから、8万3,000円ぐらい何でもないことだと思うんですが、今の町民の生活から考えると、生活費の半分が1日の費用でなくなると思ってください。私は、行政の**行政がこのような状態をつくるんだということを一番最初に書いたのですが、事務局長が、これはちょっといかなものかと言って直されたので、このような話になってますが、これだけの費用を、町長はどのように考えて、生涯学習館をまた造って、50年後には私も町長も生きてはいないと思うんですが、誰かがこれを払っていく。払い終わって、またメンテナンスをつくるということを考えて造っているのかどうかをお聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 町には様々な施設がございますが、これは、どの施設においても、町民の皆様がご利用なさって、町民の皆様のための施設でございますので、それを適正に維持管理していくのは町の務めだというふうに考えております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私が今、町長に聞きたいことは、町の施設で利用しているんだから、このぐらいの費用は当たり前なんだと思いですか。それとも、この費用が、「おはよう、おやすみなさい」といってかかる費用だとするならば、それはどんなふうに気持ち的にお考えかをお聞きしたいんですが、どうぞ。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 金額については、各担当の部署で精査をして、無駄遣いがないようにきちんと積算をした上で、清掃費用、メンテナンス費用を捻出していると思います。先ほど申しあげましたように、町民の皆さんが利用するために適正な管理は必要でございますので、それに係る経費は当然必要になってくるものと思います。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 利用してるんですから、費用がかかるのは私も理解できますし、当たり前だと思うんですね。それは行政の人たちが使ってるんじゃないくて、町民が使ってるんですから。ただ、それだけのものを、使い捨てて何十年も使っていくほどのものだったのかなということを考えた行政の人がいるかいなかを、ちょっと町長の主観で結構ですから、お聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 私の主観というよりもですね、これまでの長い上三川町の歴史の中で、必要なものは必要なものとして整備をする。そういったことで町民の皆様への様々なサービスにつなげるということで、今までも、これからも、そういうふうに、町民の皆様のサービスの向上のために必要なものは整備するという考えであると感じております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そのときそのときに必要だったことは明確ですよ。しかし、その明確だったことが**行政をつくってきて、今負担をしてるのも町民だということです。利用したのも町民です。しかし、利用しないで払ってる設備もあるということなんですね。だから、どれが正しくて、どれが正しくないというのは、そのときの首長の考え方ですから、これは他人の私がとやかく言うことではないけど、**行政は必ずついてまわる、この問題は起きてくるんじゃないかということを考えて造っていたいてますかということを、町長の主観で結構ですから、聞きたいなと思ってます。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 繰り返しになりますが、町で所有している町の施設については、当然、町民の皆様がご利用して下さるので、適した利用をしていただくためにも管理は必要だというふうに考えております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、必要だということなんですが、これから造るものが、町民が本当に必要だというふうに思ってるのか、思っていないのかは、何人かの人が、「造ったほうがいいよ」と言ってるんでしょう。しかし、「今は造るときじゃないよ」という意見もあるんじゃないでしょうか。先ほども私、反対討論でしましたが、今、行政が、電気料が値上がりしたんで補正予算を組むんだと。

補正予算を組んで、それでもって支払っていくんだということを言ってるんですが、そのときに、今度はトイレを直すのも、考えなしに直す。それから、16億円かけて本当にできるかどうか分からないけど、かけて造る。それが果たして今なのかということを見ると、私は今じゃないんじゃないかというふうに思ってならないんです。私は、決して造るなという話をしてるんじゃないんです。今じゃないだろうと。今、物価が高くて、その負担が今、町民が負担をするときに、もう大変だという状態のときに、こんなものを借金して造るのは、私はいかがなもんかなということで、再三再四、私の後ろにいる方がみんな賛成なんでしょう。反対は私1人でも、やっぱり今じゃないということを声を上げて言わないと、全部が同じ意見で建てたんだということだけはやめたいと思って、私は反対をしているわけです。それで、これをいつまでもやっても切りがなく、時間がなくなってしまうので、二つ目の、庁舎のリフォームについてお聞きしたいと思います。

町庁舎のリフォームのシミュレーションはどうなってるかお聞かせください。また、そのシミュレーションが終わってからの清掃費用も考えていると思いますが、どうなるかお教えください。庁舎のリフォームのシミュレーションができていないのか、いないのかも、併せてお聞かせください。

二つ目に、考えてあるのなら、そのリフォーム計画はどのようになるか、お聞かせください。何かをどこへ移動するんだと。何かはどこへどうするんだと。今は、私もよく分かりませんが、Wi-Fiというのがあれば、どこでもパソコンが使える。電源があれば電話も使えるというような時代ですから、印刷もテーブルでできるとかというものもあるそうです。だから、それを、その辺は町長がご立派ですから、考えて、要るものだと思っておりますので、その辺も詳しくお聞かせ願います。また、町長が他の行政で胸を張れるようなものを設備していただくことを願ってますが、どういうふうにして造るんだというものもなく、16億円の建物を建てた後、何億かかるか分からない庁舎のリフォームをやるということなので、その辺も詳しくお教え願えれば幸いです。

それから、三つ目にちょっとお聞きしたいんですが、庁舎内に民間の団体が入ったり、土地改良だとか、それが一般の費用で賄ってるところがございます。今度のリフォームのときは、その人たちはその人たちで、町から委託を受けて収入になってるわけですから、家賃も払い、電気料も払い、水道料も払い、そういうところに移動させるべきですし、そのようになっていく時代ではないかと思うので、そのこともひとつお聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

役場庁舎は、昭和55年の竣工から40年余りが経過しております。長寿命化を図り、今後も長期間使用していくために、これまで耐震補強、外壁、屋上防水などの建物本体の改修を行ってまいりました。庁舎の改修計画につきましては、令和4年・5年度に、執務室に直接影響のない範囲で実施可能な工事として、トイレ及び関連する給排水管、町民ホール等の照明設備の改修を先行実施し、令和6年度から、執務室を含めた内部改修工事を2、3年かけて行っていく予定としております。また、庁舎の清掃費用につきましては、令和4年度は458万400円で、トイレ、廊下などの日常清掃のほか、ワックス塗布、カーペット清掃、窓ガラス清掃などを業務委託しております。

次に、2点目についてお答えいたします。

庁舎機能の移転計画につきましては、(仮称)上三川町生涯学習・子育て支援複合施設完成後、教育委員会部局を新施設に移します。併せて、庁舎の内部改修に係るものとして、複合施設に機能を移した後の現中央公民館に一部の課を一時的に移し、庁舎内に残った各課も階を移動しながら、庁舎内部工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

先ほどご説明した、庁舎内の狭隘解消も含めた今回の計画の中では、本庁舎から外部へ移動する課がございます。そのような中、外部団体を本庁舎内に配置することは困難であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今のご答弁はよく分かったんですが、大体費用としてはどのくらいの見積りを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今回の大改修、今現在行っているトイレ改修等の費用については、先日の仮契約で議決を頂いたとおりでございます。今後につきましては、今現在、基本設計の段階でございます。そういった中でまだばらつきが予想されることから、この場で申し上げるのは控えたいと考えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この場で、どのくらい概算でね、思ってるかも分からないで、ただやるんだっていったんでは、何をどうするかシミュレーションもないなら、「ない」と教えてください。そんなら今ここで聞くこともないんです。まだそこまでいってないんですか、いってますか。それは総務課長じゃなくて企画課長に聞きますが、そこまでの企画はないんですか、あるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 先ほどのご質問のときに申し上げたとおり、まだ公に公表できる数字ではないということでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、我が町は、3年後、4年後にやるときの予算の計画もなく、何々をやるよというふうに始まるのでしょうか。それとも、普通、一般の会社でいうと、何々をやるというときには、どのぐらいの予算成立があるのかとか、長期的に考えなければできないことだと思うんですね。我が町は、その場、その場でもって考えて、それが実行に移っちゃうというところが問題なんじゃないんでしょうかね。この町の庁舎をきれいにするんだということなら、5年、10年は、前からシミュレーションを考えて、どのぐらいで収まるのかということも、考えなしで場当たりに造ってるから、トイレも、「ここが便利だよ」と、「給排水がここにあるんだから、ここ直しちゃえよ」というだけのことで、町民のサービスには行き届かないんじゃないでしょうかね。この庁舎を触るんだと。生涯学習館を造ってから移動するんだと。そこにも16億円かかるんですよ。今度は、町の費用はどの

ぐらいかかるんですか。シミュレーションしないで、場当たりに、「ここ直せ、あそこ直せ」って直すような行政なんです。それで今言ってるように、無線で使えるところ、何で使えるところ、そういうことも分からないんですか。私はパソコンもできない男ですが、そういうものが世の中にあるぐらいは分かるんです。それが今考えていない。生涯学習課が建てるって考えたんでしょうよ。そしたら、次にここをやるんだってことも考えて当然じゃないんでしょうかね。それとも、当て袋の札じゃないけど、引いてから考えるんですか、当たり外れは。違うでしょう。全て税金ですよ。それを「今は考えてません？」直すのもやめて、考えなきゃしょうがないってことになっちゃうんじゃないですか。どなたでもいいですよ。町長が答えられるなら。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 「考えてません」というふうに、多分総務課長は答弁してるわけではありませんが、これから設計に入ります。そうすると、昨日の補正予算の中でも質問がありましたように、庁舎のトイレ改修のところに質問がありましたように、これから間取り等を詳細設計で決定していきます。その設計の内容によって当然金額が変わってくるものと思います。その中で、町民の皆さんが一番利用しやすいようなものを目指して行って、それがどのぐらいの費用になるか、まだ全部つかめていません。今後、詳細設計の中で、どのぐらいの改修をするとどのぐらいの費用がかかるというのを、今現在の実計の中では、大体、通常の平米単価というか、そういうのを適用して、そこに予算は、実計のほうには充ててますが、今後の詳細設計によってその内容は変わってくると思います。トイレに関しては、もうパイプがあって、トイレを移すことによって莫大な費用がかかります。あそこに、上から4階まで配管が全部通ってて、それを動かす、トイレを他の場所に移すと、今度、横の管ができますから、そこに今度、詰まる要因が出てきますので、トイレの位置は動かせない。この建物を壊さない限り動かせないということで、トイレだけ先行に工事を発注して、今、議会の議決を求めるようお願いしてるところでございますが、今後、トイレ改修が終わった後、詳細設計をして、その中で金額をはじき出していきたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今の町長の答弁は、久々によく聞こえましたよ。ですから、今、私が言ってるのは、詳細設計ができる前に、町長が考えてること、それから、企画課が考えてること、建築課が考えてること、こんなようなイメージでやっていくんだということを町民に知らせて、それから物事をつくっていくんじゃないですか、場当たりにやらないで。あなたが言うように、トイレはあそこにでかい配管が通ってるんです。それは直せるものなら直したいですよ。そうでしょう。直したら莫大な費用がかかるぐらい分かりますよ。今あるこの建物の中を通すんですから。あそこにしか造れないなら、造れないようなもの考えることが、あなた方行政の務めじゃないですかと言って聞いてるだけです。それしかできないなら仕方ないですよ。しかし、町民が喜ぶようなことを造っていくんだということがなくて、今、詳細設計ができませんから分かりません。その前に、こんなようなイメージでこういうふうに行っていくことが、こういうことになるんじゃないかということのシミュレーションがあるのか、ないのかって私は聞いてるんですよ。今、設計図がある話をしてるんじゃないんですよ。費用がかかるのは、このぐらいのものを造ったら、こうなんだ、ああなんだということを今からやっていかないと、場当たり

的な発言になって、ここにしかできないんだということなら、造らないほうがいいですよ。今直したほうが、そうしたら費用かからないんだから。そうなっちゃうでしょう。だから、今そこまで答弁するならば、私の考えは、こういうふうな庁舎にしてみたいよと。だからこういうふうにするのにはどうしたらいいのかとって、大学出のいっぱいいる頭のいい人を使ってですね、シミュレーションすべきなんじゃないですか。それで、それに対して費用がどのぐらいかかるからやらせてくださいというふうに言うべきことじゃないかと私は思うんですね。場当たりの、生涯学習館は造って、教育委員会をあそこへ入れるんだと。どなたかが言った「ORIGAMIのまち」なんて、いつの間にできたんだか、私は分かりません。私は、車のまち上三川というのしか知らないんですが、今度は、今はORIGAMIになって、ローマ字が何でいっぱい書いてあるのかなと思ってます。ORIGAMIになるならなるでいいですよ。町長がそうしたいというんだから。あなたの代には、それはいいんで、また町長が代われば違うことを考えるかもしれない。けども、そういうことをやっていくのは場当たりのじゃなく、調整でいいんじゃないんでしょうかということ、町長、もう一遍でいいですから、私の言ってることが理解できたら、答弁くれませんか。予算がある場合はいいですよ。こうするんだ、ああするんだという自分なりのシミュレーションを持っていたこととお話してくださいというだけです。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 庁舎の改修に関しては、昨日も議員からご提言がありますし、以前の議会の中でも、議員の方々からご意見等を頂いた。それはきちんと我々も受け止めてございます。町民の皆様が一番使いやすいように今度改修していくわけですから、何度も申し上げますが、そこで、間取りを変えるだけで大きな金額の差が出てきますので、その費用と、間取りの町民の皆様の使いやすさ、町民の皆様に受け入れていただく、そういったところを、よくこれから、設計業者の提案の中に、金額を検討しながら、皆さんと検討していく必要があると考えております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町長、ぜひそうしてください。10人集まれば10人の考え、100人集まれば100人の考えがあるんですよ。だから、そういう考えをよく聞いてですね、これなら妥協できるかなということから詳細設計に入ってもらえれば、その辺の何人かの人間でちょちょやって、できたものが失敗作だなんてことのないようにやってくれることを願ってます。その費用は町民の負担になるということなんですね。だから、そこだけよく考えていただいて、外部団体もいつまでも庁舎内に置かないで、どこの企業体でも、家賃を払って、利益を出して、給料を払ってくださいますから、庁舎内でおんぶにだっこで来る業者はいないんですよ。電気は町持ち、水道は町持ち、お茶を沸かすガスも町持ちなんて団体がどこにあるんですか。それを何十年とやってきたんですよ。だから、こういうふうなことが起きてくるんだと思ってます。

また、3個目の質問に入りますが、図書館をあと5年後に建て替える。建て替えることばかりじゃあ、そのうち借金だらけで、前回も町長に言ったように、うちは健全な計画をしてちゃんとやってんだ。何で起債が増えるんだっていうんですよ。借金が減るってことは、でたらめをやってるから借金が減るんですよ、普通の会社は。行政はいいんですよ。税金で賄えばいいだけだから。あなた方はひとつも***がない人ですから、そうですよね。稼ぎはないんです。人が働いたものを詐取して、詐取って

のいうのは言葉で悪いね。税金を徴収して、それで起債を払っていくと、こういうことですよ。そうすると、私が言うように、生産する人は誰もいないで、働いてる町民の税金で何でも賄うから、好き勝手なことができるんだということになるんだと思うんです。図書館を、約50年たった建物です。今度は幾ら立ててやるか、まだシミュレーションがないでしょうから、これを30年もつようにするにはおおよそどのぐらいの費用がかかるのか。それから、どういうふうにやったら図書館が長持ちするのかということをお聞きしてもよろしいでしょうか。それは、図書館が5年後に完全に改修するというようなことを聞いているので、お教え願いたい。今度は5年後に、今かかっている清掃費用よりかかるんだということなら、直す理由にはならないでしょう。直したんだから。今度はメンテナンス費用は少なくなるということだと思えますよ。それをどのように考えてるか、お答え願えますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

図書館は、昭和58年の建築から来年で築40年を迎えるため、長寿命化計画では大規模改修の時期に来ておりますが、空調設備を含めた様々な改修を行いながら現状を維持してまいりました。今後については、公共施設総合管理計画においては、令和10年度をめどに改修を行う計画となっております。

次に、2点目のご質問につきましては、議員の質問番号1でお答えしたとおり、令和3年度の清掃費用は249万8,210円、メンテナンス費用は233万2,990円でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度も同じことなんですが、かかる費用はしょうがないんですよ。しかし、かからないように努力するのも行政だと思ってるんですね。学校へ行ってる頃の話をしてよろしいでしょうか。私はあんまり学歴がないもんですから。小学校へ行っても中学校へ行っても、掃除は生徒がやってるはずですよ。そういうふうに教育されてきましたから、今でも教育長、そういうふうに教育してるんでしょうか。掃除は生徒がやるんでしょうか。お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、役場の庁舎内のメンテナンスにしろ、掃除にしろですね、図書館の掃除にしろですね、従業員は何もしないんでしょうかね。まず、庁舎で掃き掃除してる人を見たことはないんです、私はね。自分の机の下でも。そうすると、そこを掃除の女性の方が掃除をしてるんですが、自席の下まで掃除はメンテナンス会社がやってるんでしょうかね。誰でも結構ですよ、答えられる人。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 庁舎の清掃業務につきましては、廊下とかトイレ等、みんなが使うような場所を委託しており、執務室ですね、そちらは各課で掃除等を管理するような形となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私が今聞いてんのは、各課でやってるときに、午後5時半で終わって掃除をしていることを一度も見たことないんですが、いつ掃除をするんですか。総務課長が全部答えるなら答えていいですよ。午後5時半に庁舎は終業するんですよね。終わるんですよね。そのとき自席の下を掃除してることを私は見たことがないんです。いつやるんですか。お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今現在は、各課とも、夕方は残業してる職員とかおりますので、朝8時半前の時間帯に掃除機等を使ってやってるところが多いようです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、朝8時半前に職員が全部来て、きれいに掃除をしてから職務をしているということでよろしいのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 そちらにつきましては、各課内で話し合っ、交代でやったりとか、いろいろ方法は考えてやっていると承知しています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、私が今聞いていることは、各課で、課長の指示によって、朝8時30分前に全部やってるんだということなんでしょう、終わるときはやってないんだから。私は、今度、後日、朝8時25分に来て、ずっと見ていきますよ。そのときにやってない課はいつやるんですかって聞いても大丈夫なんですか。だから、総務課長、そういうことを詭弁にやってるんだ。銘々がやってるんだというならまだしも、みんなしてやってないから、メンテナンスの人たちがあそこへ来てやってるんでしょう。メンテナンスが中へ入って掃除してるのを見てるから聞いてるんです。そうすると、私が言うように、町長室と副町長室は職員が行ってやるんでしょうから、それはいいんですが、そうすると、私が言ってるのは、そういうことまでがメンテナンスの費用に換算されてるんじゃないのかということをお聞きしたかったんですね。それは学校で教わったんですよ。自分の席の下ぐらい自分で掃除しなさいと。整理整頓しなさいって子供のときに教わったんですよ。それが、あなた方はですね、***のない公務員をやって、自分の机を清掃業者にやらせてるなんていうのは、言語道断じゃないんでしょうかね。だから費用がかかるんですよということを言うんです。ましては、町債が増えることを職員が何とも思わないということが上三川町の不思議さなんですね。この町債という起債、これは町民が払う借金ですよ。それをつくってるのはあなた方です。それを払ってる一部の人もありますよ、町民だから。でも、それを払ってることを、いるんだということをよく理解してですね、造るなら場当たりのじゃなく、世の中に見栄を張るように、よく造る前には、ない知恵を絞りに絞って、町民の税金を使うんだから、よりよいものを造って、「よくやったな」って言われるようなものを造ることを私は願っております。

私は、最後に、今の総理大臣が野党に言われてることをここで言わせてもらおうと、町長の資質が疑わ

れるようなことを一日も早くやめてください。もうちょっと、何て言ったらいいのかな。私みたいな人間にね、ああだこうだと言われるような町政はやめてもらいたい。私は野党でも何でもなし、共産党でもないんですよ。でも、非は非、是は是でやったら、こういう言葉になってしまうんです。ですから、私が質問するたび、皆さん嫌がりますが、嫌がられてもやめる気はないです。これが、この町の足しになれば幸いだと思ってます。これで私の質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど、執務室の清掃ですが、私は直接は関知してませんが、私は朝、結構来るのが、登庁するのが早いもんですから、朝8時前に、課長自ら、清掃しているか、もしくは課長補佐が清掃してるか。当番でやってる課もあるかもしれませんが、朝、結構早く、職員が自らのところに掃除機をかけて清掃してる姿はよく見かけますので、その点については申し上げさせていただきたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 先ほどの9番・勝山修輔君の発言において、不適切な発言があると思われまので、後日、会議録を調査して、議長において善処いたします。

9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・篠塚啓一君の発言を許します。3番、篠塚啓一君。

(3番 篠塚啓一君 登壇)

○3番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は5番目ということで、学校の授業でいうと5時間目、給食を食べ終わって、ちょうど一番疲れる時間じゃないかなと思うんですけど、明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目なんですけれど、今までも学校給食の無償化といったものは、何度か一般質問の中でも出てきたかと思うんですけど、僕もその考えというのは変わってないというところなんですけれど、今回学校給食というものに焦点を当てて、改めていろいろと考察というか、調べてみました。まず、学校給食というのは、学校給食法という法律に規定をされていまして、その第11条には、経費の負担ということで、まず第1項に、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者、この場合、つまり教育委員会になるかと思うんですけど、の負担とする。」と。第2項として、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」とあります。そこで、次に、学校教育法の第16条、それを調べてみると、「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）は、次条に定めるところによ

り、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とあります。つまり、給食費というのは、保護者が負担する義務を負うということになり、そこで今回の質問、給食費の滞納についてということで、給食費の滞納に関して、町ではどのような対応をしているのか、お答えください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

(教育総務課長 佐藤史久君 登壇)

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今のご質問についてお答えいたします。

学校給食費の徴収事務につきましては、上三川町学校給食の実施に関する規則において、各学校長が行うものと規定され、各小・中学校が主体となり行っております。滞納者への対応といたしましては、まずは、各学校において、電話や文書での給食費の納付を促すとともに、滞納理由や納付の意思などの確認を行ってございます。また、滞納期間が長期になる場合には、保護者の同意を得た上での児童手当からの充当や、就学援助制度の勸奨を行い、学校からの要請があれば、町も学校と協力し、個別訪問に同行することとし、未収金の回収に取り組んでおるところでございます。今後も引き続き、学校と協力しながら対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今、ご答弁を頂いたんですけど、そうすると、長期滞納者におかれては、戸別訪問を実施して児童手当から充当したりとか、あとは、就学援助制度の勸奨などを行っていることなのですが、今年度、4月から10月、11月が可能であればということなんですけれど、各月の滞納の数と世帯数とかが分かればお答えください。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 今月の各月末の滞納の数でございますが、5月末現在、児童数が9人で8世帯、6月末が児童数4人で4世帯、7月末が8人で7世帯、8月末が19人で18世帯、9月末が23人で22世帯、10月末が19人で18世帯になってございます。すみません。今月末については、まだ出ておりません。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、一番多い月で今23人になるのかなと思うんですけど、ちなみに、小学生と中学生で上三川町の生徒数というのはどれぐらいになりますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 今年度の5月1日現在でございますが、小学生の児童数が1,603人、中学校の生徒数が929人、合計で2,532人でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうするとですね、2,532人ということで、一番多い月が9月の23人というと、約1%ぐらいになるのかなと思うんですね。それが多いのか、少ないのかというところは、ちょっといろんなところのデータを見ると、今1%を切ってるのがほとんどなのかなという、いろんな都道府県、市町村とかを見てもというところで、大体平均ぐらいかなとは思いますが、ちなみにで

すね、例えば9月を例にとると、給食費が、小学校低学年が4,680円、中学生は5,445円となっているので、大体間を取って1人当たり5,000円ぐらいというように月の給食費を考えると、23人ということは11万5,000円ぐらいが未納分になるかなと思うんですけど、この未納分に対して、どういうふうに補うのかというところ、何かあるのであれば、教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 補うというか、それを他のお金で充当するということはできないので、今のところ、納付していただくのを努力するというところで埋め合わせしかないかと思われます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、例えば、食材の質が落ちるとか、そういったことはないということではないですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 現在の1%未満ぐらいの水準であれば、それほど影響があるというような状況にはないと考えております。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、一番最初に答弁いただいたように、児童手当から充当したりとか、それからあと、就学援助制度の奨励というか、申請をしてはどうですかという話だと思うんですけど、それに当然応じられてる方もいると思いますし、それがゼロにならない、未納者がいるということは、そういったものに応じることがないという考えというか、応じてもらえないということではないですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 就学援助制度については、該当する方については、ほぼ申請いただいているような状況です。児童手当からの引き落としについては、あまり同意をもらえないというのが実情でございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、そういったものに応じないということで、当然ですね、こんなコロナ禍なので、家計が急変してとか、様々な要因というのはあるかと思うんですけど、聞くところによると、払うことが可能であるというか、払えるのに払わない。あとは義務教育だから無償、給食費も支払う必要がない、そういった考えの方がいらっしゃると思うんですけど、そういった事実というものはあるんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 過年度分の滞納というのが、現在のところですね、1世帯で1万9,600円というような現状でございます、そこまでは、大幅に滞納が深刻な状況というほどまでには達してないのかなというふうには考えてございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうするとですね、さっきの毎月の月末の滞納者数なんですけれど、多分7月ぐらいまでは一桁で推移してたのが、8月、9月、10月で倍ぐらいになってる、倍以上になってるかなと思うんですけど、それって逆にどういった要因があるかと考えてますか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 口座引き落としとか、そういった関係で、なかなか引き落としができない家庭というのは毎年ございます。でも、最終的には、年度の末にお支払いをお願いしますというふうなことでお支払いいただいているのが通常でございますので、議員がおっしゃるように、急変してわざと払わないとか、そういうふうなことではないというふうに考えております。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、いろんなところを見てたりとか読んでたりすると、先ほどお話ししたような、義務教育イコール給食費も無償というふうに考えてる方がいらっしゃる。少なからず、そういう方もいると。義務教育って何なんだろうかというところで、国民の三大義務というのは、中学校のときに公民の授業でやったんじゃないかなと思うんですけど、納税の義務と勤労の義務と、それから普通教育を受けさせる義務というふうに、僕は中学校のときに教えてもらったというか、覚えた記憶があって、それが、憲法でいうと第26条に規定されててですね、第1項では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」だから、子供たちからすれば、教育を受ける権利がある。そういうことだと思うんですよ。第2項で、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」つまり、義務を負ってるのは保護者、だから教育を受けさせる義務というのが保護者にはあるわけで、ただ、その後書いてあるのが、義務教育はこれを無償とする。その義務教育って何かというと、授業料、その部分だけが無償ということらしいので、給食費は払わなくていいんだよというような理論というのは成り立たないわけなんですけれど、そこで、例えば戸別訪問に行かれるのは、誰が行くんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 私、教員をやったときには自分で行ったこともありますし、校長でやったときには、私が事務の職員と行ってたこともあります。学校によって状況が違いますので、一概に誰が行くというふうなことは言えないと思います。管理職が代理で行くというふうなことも大いにございますし、そういうふうになっている学校が今は多いのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、当該生徒の担任の先生とかが行かれるということはないということではないですか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ないと断定はできないですが、今はそういうふうな、保護者と担任との関係を悪化させないというふうなことで、管理職が赴くという事例が多いというふうに思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 これなんですけれど、今、例えば、親御さんとの信頼関係というか、そういったものも崩れてしまうんじゃないかなと思うんですけど、担任の先生が行くことによって、それは担

任の先生だけじゃなくて、校長先生もしかりかなと思うんですけど、これって、上三川町教育委員会等に対する事務委任規則というのがあるかと思うんですけど、ここの第2条に、「町長は次に掲げる事務を教育委員会に委任する。」(2)のところに、「教育委員会の所管に属する学校給食費の徴収、滞納督促及び減免に関すること。」というふうにあるんですけど、結局これがあることによって、学校の例えば事務の方であったりとか、今、教育長がおっしゃったように、校長先生であったりとかという方が出向かなければいけないということになるんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 先ほど私の答弁でも言ったとおり、上三川町学校給食の実施に関する規則というもので、給食費の徴収については各学校長が行うというふうに規定しておりますので、教育委員会の規則のほうでそのように規定しており、学校が徴収するような形になってございます。また、学校のほうからの要望等もございまして、「徴収のとき先生だけで行くのは行きづらい」というような部分もございまして、教育委員会との調整の中で、「給食センターの職員に同行してもらいたい」というような要望もございましたので、そちらについては、学校からの要請があれば、「給食センターの職員も同行しますよ」というような対応を取っておるようなところでございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 なかなか督促というか、支払いにお願いに伺うというのは、学校の先生というのは、難しいというか、信頼関係とかいろんなものを考えると、なるべくだったら避けたほうがいいのかなとも思いますし、あとは普段の業務、そういったもので忙殺されてる中で、さらにそういった仕事が増えるというのは、ストレス、その他いろいろもろもろ出てくるんじゃないのかなと思うので、できれば、別の方というか、学校関係者以外の方が行くというのは難しいんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 給食費について今論じてるわけですが、それ以外にも、学校には徴収するものが、学級費、教材費、PTA会費、いろいろなお金を集めております。給食費だけ代わりに行ってもらったからといって、その他のお金を滞納してる場合に、じゃあ、どうするかということもありますので、それは一概に、給食費だけ代わっていただいたから楽になったというものではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 これを公会計化することによって、また違ってきたりはするんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 公会計化することによると、一般会計なり特別会計なり、町の予算で給食の材料費なりを賄うということで、給食費の滞納の状況に関わらず、安定した給食の提供が可能となるというようなところで、公会計化をしてところが県内に9市町かな、あるんですが、公会計化したからといって学校が徴収してないかというのと、公会計化にしても、学校が徴収して、町に納入するというような市町も半数ぐらいはございますので、公会計化するから全てが解決するかというのと、そうではないかとは考えてございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 何かいろいろ調べると、公会計化は、やっぱりメリット、それからデメリット、それぞれあるようで、例えば、公会計化することによって徴収事務、それが教育委員会のほうに移ったりとかということも往々にしてあるそうで、そうすると、昨日質問したのがそれもあつたんですね。職員の人数、条例によって教育委員会の人数が減ることだったので、今日そういったことも含めて聞こうと思ってたので、減らされちゃうと教育委員会はすごい大変になっちゃうのかなと、そういうふうに思ったりして、一概に減らしてしまうのはどうなのかなというのがあつたんですけど、いずれにしても、給食費だけじゃないのは分かってるんですけど、なるべく学校の先生の負担軽減につながるような形で考えていただければと思います。

それと、あともう一つ、給食費の滞納なんですけれど、例えば、町で行っている英検の受験料の補助、2分の1補助してるかと思うんですけど、これに関して、保護者が町税を滞納していると申請できないのはご存じかと思うんですけど、給食費などのそういった学校の費用とか、そういったものを滞納している生徒さんの場合にはどうなってしまうんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 現在の英検補助の支給の要件につきましては、町税の滞納のみで、給食費とか他の教材費等の滞納については、要件とはしていないようなところでございます。

○議長【高橋正昭君】 篠塚議員に申し上げます。ただ今のお話では、第1の給食費の滞納についての通告にはないと思うんですけども。

○3番【篠塚啓一君】 関連してると思うんですけど。

○議長【高橋正昭君】 給食費の滞納ということで、これに関連してればいいんですが、いかがですか。

○3番【篠塚啓一君】 関連して聞いてるんですけど。滞納してる場合に英検の補助ってもらえるのかどうか。

○議長【高橋正昭君】 じゃあ、大丈夫です。そのまま続けてください。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、非常にバランスが悪いというか、というふうに僕は思ったんです。であるならば、保護者の方の、例えば町税を滞納してる給食費未納を、どちらもそんなに大きく違わない。税金と給食費という観点なのかもしれないんですけど、子供たちって、親は選べないので、できれば、対象が子供なので、そういった要件を外してもらおうか、あとは逆にそろえなければ、何となくじゃないですけど、すごくバランスが悪いような感じがするんですけど、そういう点はどうお考えになりますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 他の補助金との整合ということで、税金のほうの滞納については、補助の支給要件として採用しているところですが、給食費も含めて、その要件にするかどうかというのは、今後ちょっと検討していきたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今お話ししたように、保護者の方のことなので、できれば、子供が対象のものであれば、そういった要件をなくしてもらおう方向で、ぜひ検討してもらいたいと思うので、よろしくお

願います。

2点目の質問に入ります。学習用端末についてなのですが、今はこの自治体も、ほぼ1人1台、学習用端末が支給というか、貸与されるようになって、この上三川町でも、学習用の端末が1人1台配布となりましたが、落したりなどの事故で破損、それから故障、そういったものの事案がこれまでにありますか。また、その場合、町ではどのような対応をしているのか。

2点目に、買取り、それから、またはリース、あとレンタル等があると思いますが、その保証内容と、それから、更新時期というのはどういったサイクルになってるのか、お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

(教育総務課長 佐藤史久君 登壇)

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えします。

学習用端末の整備につきましては、平成29年度より開始し、令和3年度に、各小・中学校の児童・生徒が1人1台で使用できる環境が整ったところです。これまで対応いたしました端末の故障の主なものにつきましては、画面の破損や電源の不具合などでございます。各学校においては、児童・生徒に対して貸与品であることを周知し、大切に扱うよう指導していることから、落下等による破損は偶発的なものと報告を受けております。また、故障端末の対応といたしましては、レンタル端末につきましては補償オプションに加入していますので、レンタル会社による交換や修理となり、購入した端末については、町の費用で修理を依頼している状況です。

ご質問の2点目についてお答えいたします。

使用している端末の補償内容でございますが、購入端末につきましては、一般的な1年間のメーカー保証のみとなっております。現在、保証期間が残っている端末はございません。また、レンタル端末につきましては、先ほど述べました補償オプションにより、紛失、盗難、自然故障など、故意でなければほぼ全ての故障が無償修理の対象となっております。端末の更新予定につきましては、導入当初、おおむね5年を目安にと考えておりましたが、最初に導入した端末でも、今、授業に支障がないことから、更新費用や端末の故障状況等を勘案して時期を決めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今回なぜこのような質問を2問目にしたかということ、自治体にのしかかる修理費という記事がありまして、これが東京都の小学校の例なんですけど、全校生徒650人、上三川町という、先ほどのお話だと2,532人というお話だったと思うんですね、小・中学校で。約4倍というふうに考えていただきたいんですけど、そうすると、まず、去年1年間で故障が60件、今年度は、4月から7月、4カ月、約40件、故障があったそうなんです。これを単純に上三川町に当てはめると、先ほどお伝えしたように、約4倍の生徒さんがいらっしゃるんで、例えば1年間トータルで考えれば240件とか、今年4カ月間で考えれば160件といったような故障とか、そういった修理が必要になるものがあったもおかしくないんじゃないかと、そういうふうに思ったんですけど、先ほどの答弁だと、そんなに出てないということでよかったんですね。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 令和3年度の故障の件数では、全部で45件となっており、小学校が30件、中学校が15件というような状況でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、僕が今計算をして出したようなものよりは全然少ないということなので、そういう点はすごく大切に扱ってるのかなというふうには思えるんですけど、ちなみに、今は1人1台貸与されてるということで、自宅等にも持って帰っているという感じなんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 学校によってかとは思いますが、宿題が出たり、そういうようなときには持って帰っているような学校もございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、例えば持ち帰ってる、行き帰り、例えばかばんを落としてしまったりとか、あとは当然、自宅に行って、今、課長が答弁していただいたように、課題とかがあって、ということは、手にする時間も当然増えるのかなと思うんです。そうすると、当然、故意じゃなくても、落としてしまったりとかといったこともあるのかなと思うので、当然、壊れるとか、破損してしまう、いろんな状況というのが想定されるかと思うんですけど、ちなみに、先ほどの更新のサイクルというか、5年が一応前提というお話だったと思うんですけど、そうすると、小学校1年生が、先ほどの話だと、そんなに壊れてないようだという事なので、5年よりもっと長いサイクルになるのかなと思うんですね。1年生で貸与されたものというのは、そうすると、最長で例えば6年間、卒業するまでその1台をずっと使うというような形になるんですか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 現在のところ、1人に対して1台を、9年間なら9年間使うということではなくて、1クラスに対して、1クラス35台なら35台配置してありますので、クラスによって使う端末は変わってくるというような状況です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、1年ごとということでもいいんですか。分かりました。じゃあ、大丈夫です。ずっと使うのかなと思ったので。ここで破損というか、落とすという質問をさせていただいたと思うんですけど、学校の教室に置いてある机って、今も昔も、多分大きさが変わってないと思うんですけど、それはどうですか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 議員ご指摘のとおりです。今、いろいろ出てるのは、パソコンが置けるような広い机というふうなのが出てますが、広い机を入れると逆に教室が狭くなってしまおうと、そういう矛盾が生じているところもございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 この間、たまたま学研の教室に行くことがありまして、学研にも、その教室に

置いてあったのも多分学校に置いてある机と同じで、やっぱり小さいなというか、あの当時、自分が小学生とか中学生の頃ってそんなに考えたことなかったですけど、実際にあややって、今この年になって見てみると、多分、縦が40センチ、横60センチだと思うんですよ。そこに、例えばタブレットも置きます。教科書は、今や昔よりも、僕らの頃よりも、教育長のときよりも大きくなってます。ノートも置きます。当然、筆箱とか、いろんなものを置いたりすると思うんですけど、実際に中学生とかに聞くと、狭いというふうには聞いてます。今、教育長からの答弁にあったように、大きい机というものもあるかと思うんですけど、僕が考えたのは、要は、机の横に折り畳みのサイドテーブルじゃないですけど、そういったものを後からつけられないかなと思ったんですね。横にキャビネットか机とかと同じ高さのものを置いてしまうと、どうしても通路が狭くなってしまったり、だから、授業のときだけ横に広がるようなテーブルというか、前でもいいんですけど、でも前後だと、多分また子供たちとの間の関係もあるかなと思うので、横でも、どうにか何かそういったことで、中学生はあんまり、「落としたことってない？」って聞くと、気を遣ってるというか、「大丈夫、落としたことない」というふうには言ってたんですけど、やっぱり低学年とかになると、なかなかそこまで気が回らなかったりとか、それから、あと落とすことによって、また落としちゃうんじゃないとか、心理的なストレスというか、プレッシャーというか、そういったものが感じられないような何か施策というか、そこまで考えてあげることってできないかなと思うんですけど、どう思いますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 確かに落下が原因となる故障は、中学校では起こってはいません。みんな大体落下の故障というのは小学校が全てでございまして、小学校の机にこういう跳ね上げ式みたいなものがつくかどうかという、そこまで考えたことは今までございませんで、何かいい方法があるのかなのか、その辺はちょっと考えてみたいなどは考えております。あとは、学校の広さ、教室の広さもあるので、広げたところで結局面積を取るようになるので、1クラス当たりの児童数によって、仮につけるとしても、つけられるところと、つけたことによって、面積でつけられないというような部分も出てくると思いますので、その辺もちょっと考慮しなきゃならないのかなとは思っています。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今って小学校は35人ですか。そうすると、僕、前に英語の授業をちょっと見せてもらいに行ったときに、僕らの頃に比べれば全然児童数が少なくなって、スペース的にもかなり余裕はできてるんじゃないのかなと思うんですね。当然、跳ね上げ式というか、そういったものでいうのはあくまでも授業のときだけ。当然、休み時間とか、そうじゃないときには下げるといような形。なるべく邪魔にならない形で、かつ、授業のときにある程度のスペースが確保できるような、そんなことができればと思うので、ぜひ調べてもらってというか、研究してもらって、何か対応してもらえればと思います。2問目はこれで。

最後に、3問目になります。3問目は、自筆証書遺言作成のサポートについてということで、まず、こういったものが、町の1階のパンフレットがいろいろ並んでるところに置かれてまして、自筆証書遺言書保管制度というものなんですけれど、これに関して、終活の一つとして遺言の作成も重要であると考えますが、町が作成のサポートのセミナーなどを開催してはどうですか。

2点目として、空き家の中には未相続の土地・建物があり、遺言があることによってその減少につながるのではないかと考えるのですが、町はどのように考えますか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

(健康福祉課長 浜野知子君 登壇)

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の1点目のご質問についてお答えいたします。

ご質問にもございますが、遺言は、亡くなられた方の意志を残すために非常に重要な手法であり、資産の相続というだけでなく、作成することで気持ちを整理し、残された人生を前向きに生きることにつながることも期待されます。現在、遺言書の作成において、多く行われている方法として、法律の実務経験者である公証人が関与し公正証書という形で残される公正証書遺言と、遺言を残す方が自筆で作成する自筆証書遺言の2種類がございます。このうち、最も一般的に行われている自筆証書遺言には遺言書紛失等のリスクが伴うため、法務局において有料で長期間、適正管理する自筆証書遺言書保管制度が、令和2年7月より始まりました。自筆証書遺言は比較的安価で、いつでも気軽に作成できるところにメリットがありますが、自筆証書遺言書保管制度を利用する場合においても、法務局は内容に関する助言は行わないため、有効である遺言書を作成するためには、専門的な知識が必要になります。町において、今年の8月に開催した財産コンサルタントによる相続セミナーには、18名の方の参加を頂き、町民の皆様の関心の高さを実感したところであり、今後とも、同様のセミナーの開催などを検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本町におきましても、独り暮らしの高齢者の方が増え、頼れる子供や親族がいない、友人とも疎遠になっているなど、身寄りがないと思われる方が多くおられます。そのような高齢者の方に、お元気なうちにご自分の考えを残していただくことは、相続はもとより、亡くなられた際、その方の尊厳を守ることにもつながると思いますので、関係機関と連携しながら、おのおのに合った支援をしてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 丁寧なご答弁ありがとうございました。以前に、高齢化社会について一般質問をさせていただいた際に、町でもエンディングノートを用意しているということは伺っております。エンディングノートというのは本当に自由なもので、特にこれを書かなきゃいけないとか、何しなきゃいけないなんていうものはなく、自身の、例えば生い立ちから亡くなるまでというか、その直前までを記してみたりとか、あとは自分の財産であったり、身の回りのことであったり、何でも書いて残しておくことができるものです。特に今なんかは、僕も使ってますけど、皆さんも使ってると思うんですけど、スマートフォンを使ってまして、そこにいろいろな自分の情報、例えば、あとはネットバンク、そういったもののIDとかパスワード、そういったものを残してる方が今は本当に多いかと思えます。そうすると、亡くなってしまうと、当然そういったものが開けることができなく、どこにどんな口座があるのかとか、どんな財産を残しているのかとか、携帯というか、スマホの中に残していたりすると、全く分からなくなってしまう。ちょっと僕はiPhoneのユーザーじゃないんで分からないんですけど、

i P h o n eでパスコードだと多分、今6桁の数字なのかなと思うんですね、設定してると。そうすると、大体100万通りになるかと思うので、実際i P h o n eで100万回できるかというのと、ちょっと僕何回か覚えてないんですけど、ロックかかっちゃって何もできなくなっちゃうんですね、i P h o n eの場合。そうすると、もう初期化するしかないわけで、初期化をしてしまうと全く分からない。例えば指紋認証、テレビなんかのドラマでよくやりますけど、旦那さんが寝てる時に指をスマホに持って行って、ピッと合わせて開いてみるとか、そういったことをやったりとかというのも、ちょっと可能かどうか僕にはよく分からないですけど、そんな形になってしまう。だから、エンディングノートというのは、そういった意味で生かせればいいのかと思いますし、今回、何で遺言を残したほうがいいかというのと、例えば、エンディングノートというのは特に法的な拘束力とかはないので、遺言を残すことによって、誰に財産を幾ら渡したいとか、誰に相続させたいとか、そういったものをちゃんと残しておけば、それに従ってやるのが可能というのがあるので、どうか。そこで一つ、質問になるんですけど、先ほど同僚の議員の方が質問した空き家になるんですけど、実際に今、上三川町には空き家が何軒あって、未相続のものというのが何軒あるか、お教えてください。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 町で把握しております、令和4年度9月末日現在の空き家の件数につきましては、133件でございます。未相続につきましては49件でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、未相続であっても、多分相続人の代表さんとか、そういった方のことは把握できているということよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 税務情報より情報は収集しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、ちょっとまた戻ってしまうんですけど、先ほど遺言というのは、公正証書と、それから自筆と2種類あるということなんですけれど、自筆の場合には、要件が整ってないと遺言として無効になってしまう。そういったこともあり得るというので、今回このような保管制度ができたという流れになってるのかなと思うんですけど、まず、自筆の遺言の場合の外形的なチェックというのを法務局ではしてもらえるんですけど、外形的なチェックというのはどういうものかというのと、自筆で書くということがまず一つ。それから、日付を正確に書く。それから、氏名を自筆で書く。名前の後ろに印鑑を押す。あとは訂正のところが重要で、訂正したところに印を押して、かつ、欄外とかに、どこを、例えば、何文字削除して何文字加入したかというのを書かなきゃいけないんですね。そういったところを法務局ではチェックはしてくれるんですけど、例えば、僕も法務局に電話して確認しました。軽微なものであれば、印鑑を持ってきてくれれば、その場で直して受け付けますということなんです。でも、例えばサイズ、余白を何ミリ以上残さなきゃいけないとか、そういったものが整っていないと、やはりその場では直すことができないので、書き直しをしてもらうことになるそうです。

そうすると、やっぱり何回も自筆で全部を書くというのは大変なので、やっぱりいいかな、なんて思われちゃうのが、僕は正直怖いので、そういったところを町でセミナーを開いて教えてもらうということができるかどうかというところなんですけれど、どうお考えですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも言わせていただいたんですが、8月に相続のセミナーを初めて町で開かせていただきました。その際の内容としては、本当に相続全般の大きな内容だったので、今後、今、議員がおっしゃったように、遺言であるとか、細かなところで、セミナーのほうは積極的に開いていくことを検討したいと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 それで、仮にセミナーを開くことができたとした場合には、書き方というか、そういった外形的な要件、必要なところというのも一つなんですけど、これ、保管の申請書なんです。これを作らないと、本局に持っていても保管申請ができないので、こういったものって、ダウンロードしてプリントアウトしてというのが、なかなか高齢者の方って難しかったりするのかなと思うので、もし、こういったものも町で用意をして渡すことが特に問題がないのであれば、こういったところも含めてトータルでサポートしてもらいたいというのがお願いします。また、先ほどの空き家のほうなんですけれど、税務上は全部把握してるということなので、固定資産税であったりとか、都市計画税等、そういったものって、こういったことを言ったら何なんですけど、納付をしてもらえれば、特に相続が進まなくても大丈夫というのが行政の考えになるんですか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 私が経験している中では、空き家対策という面に関して言わせていただければ、未相続だから特段問題となっていることはございませんが、用地買収等は建築課はやっておりませんが、用地買収に係るところが未相続であったりした場合には支障が出てくるというふうには考えておりますが、空き家、支障がないと先ほど申し上げましたが、未相続ですと、その所有者となる方が土地の売買もできなくなりますし、活用の幅が狭くなるということもございますので、未相続よりは相続してあるほうがいいのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今ちょうど用地買収というお話が出たんですけれど、例えば、公共用地として買い上げたいといっても買い上げることができないというのが、今も町にあるんじゃないかなと思うんですけれど、そういった案件というのはないですか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただ今議員がおっしゃったとおりですね、そういった案件は、実際、現在でもございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 2024年から相続登記というのが義務化になるのはご存じかと思うんですけど、ただ、あれも猶予期間もありますし、あとは様々な要因によって猶予というのが認められるような形なので、例えば、相続人がすごく多くて連絡が取れない、遺産分割が進まない、そういったものであれば、3年というので関わらず、猶予というのは認められるようなことが書いてありましたが、町とすれば、例えば、都市計画というか、いろいろなことを考えたときに、公共用地としてここを収容したいなってなっても、そこができないということがあったりとか、あとは先ほど空き家バンクという話もあったんですけど、当然、売買もできないので、そういったところも含めて、今すぐに効果が出るとかという問題ではないのかと思うんですけど、この先々のことを考えて、ぜひ町でトータルでサポートをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 3番・篠塚啓一君の質問が終わりました。

○議長【高橋正昭君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日2日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでございました。

午後2時53分 延会